

令和3年玄海町議会定例会3月会議会議録

招 集 年 月 日	令和3年1月7日（木曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和3年3月15日午前9時00分			議 長	上 田 利 治 君
	散 会	令和3年3月15日午後2時41分			議 長	上 田 利 治 君
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 ○ 出 席 × 欠 席 × 不応招 出 席 9名 欠 席 0名	議席 番号	氏 名	出 席 等 的 別	議席 番号	氏 名	出 席 等 的 別
	1	小 山 善 照 君	○	2	山 口 寛 敏 君	○
	3	宮 崎 吉 輝 君	○	4	井 上 正 旦 君	○
	5	池 田 道 夫 君	○	6	欠 番	
	7	友 田 国 弘 君	○	8	中 山 昭 和 君	○
	9	岩 下 孝 嗣 君	○	10	上 田 利 治 君	○
会議録署名議員	5 番	池 田 道 夫 君		4 番	井 上 正 旦 君	
地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	脇 山 伸 太 郎 君		副 町 長	西 立 也 君	
	教 育 長	中 島 安 行 君		総 務 課 長	山 邊 健 仁 君	
	防 災 安 全 課 長	加 納 晴 美 君		企 画 商 工 課 長	日 高 大 助 君	
	住 民 課 長 兼 会 計 管 理 者	脇 山 和 彦 君		健 康 福 祉 課 長	中 山 ふ み 君	
	農 林 水 産 課 長	山 口 善 正 君		ま ち づ くり 課 長	中 村 大 造 君	
	生 活 環 境 課 長	鈴 木 博 之 君		教 育 課 長	中 山 昌 直 君	
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長	熊 本 秀 樹		議 会 事 務 局 主 査	松 本 辰 範	

令和3年玄海町議会定例会3月会議議事日程（第3号）

令和3年3月15日 午前9時開議

日程1 一般質問

令和3年玄海町議会定例会3月会議一般質問通告書

質 問 者	質 問 事 項	答弁を求める者
3番 宮崎吉輝君	1. 園芸農業の振興策と後継者育成について	町 長
	2. 有浦川河川整備計画について	町 長
	3. 奨学資金貸付制度について	町 長 教 育 長
8番 中山昭和君	1. 玄海町の未来と原子力政策について	町 長
4番 井上正旦君	1. 買物弱者支援事業について	町 長
	2. 公営学習塾事業について	教 育 長 町 長
	3. パレア温泉源泉掘削は再開しないのか	町 長
	4. コミュニティバスの現状について	町 長
9番 岩下孝嗣君	1. 津賀根地区漁場の再生と有浦川の河川改修及び三島周辺（パレア）の開発について	町 長

午前9時 開議

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程1 一般質問

○議長（上田利治君）

日程 1. 一般質問を行います。

質問の通告がっておりますので、順次発言を許します。3番宮崎吉輝君。

○3番（宮崎吉輝君）

おはようございます。まず、質問の前に、本町においてもコロナのクラスターが発生しております。執行部におかれましては、その対応に大変な状況だろうというふうに思います。

それからまた、町民の間にもこのコロナの影響が出てきているということで、そういった不安感が出てきている状況だろうと思います。拡散、拡大しないように各自それぞれが、個人個人がやはり感染防止に努めて、しっかりと自分の行動に責任を持ってなるべく自粛するような生活に心がけていかなければならないというふうに思っております。今後、これ以上に感染が拡大しないように、そしてまた、感染された方々の一日も早い回復を願いたいと思います。

それでは、通告に従って一般質問を行います。

今回は、3点ほど通告をさせていただいております。

まず、園芸農業の振興策と後継者育成について、次に、有浦川河川整備計画について、最後に、奨学資金貸付制度について
以上3点について通告をしております。

まず、園芸農業の振興策と後継者育成についてですが、佐賀県においては、現在、園芸農業のさらなる振興を図るため、さが園芸生産888億円推進事業が実施されています。これは2017年に629億円だった園芸分野の産出額を10年後の2028年に888億円にすることを目標に園芸農業確立のために要する経費に対して補助金が交付されることとなっています。

園芸農業に対する県の支援策は以前から行われておりましたが、数年置きに名称を変え、現在はさが園芸生産888億円推進事業として継続をされてきております。この事業の補助率は、当初は県が3分の1、町が3分の1で、残りの3分の1が個人負担だったと思いますが、数年前から町の補助率が6分の1に半減をされました。これは1次産業を本町の主要産業と位置づけられている割には、この判断は園芸農業の振興に逆行するものではなかったのかと私は思っております。

そこで、県及び町の園芸農業に対する支援策の現在までの経緯と町の補助率を半減された理由についてまずお尋ねをいたします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

改めましておはようございます。宮崎吉輝議員の県及び町の園芸農業に対する支援策の経緯に対し御答弁申し上げます。

議員申されましたように、県及び町の園芸農業に対する支援としては、さが園芸生産888億円推進事業があります。これは県の農業生産額の約半分を占めている園芸農業の振興を図るため、園芸作物の収量、品質の向上や、経営規模の拡大、経営コストの削減など農業所得の確保、向上ができる園芸農業確立のために要する経費に対し補助金が交付されるものでございます。

なお、園芸農業の支援としては、平成7年度よりさが園芸活性化緊急対策事業として、県が3分の1、町が10分の1の補助率で始まり、5年ごとに事業名を変更しながらこれまで継続しています。

玄海町では、農業への手厚い補助を行うことについて議会の同意を経て、当初より10分の1ではなく、3分の1の補助を16年間行ってきました。平成21年度には、民主党政権になってからでございますが、国家予算編成において、農林水産業関係の事業も仕分けの対象となり、町も歳出全般の見直しと財政健全化を図る必要から、園芸事業への手厚い補助についても見直しの対象となり、補助率3分の1の維持を3年間だけ延長し、平成24年度から補助率を6分の1として支援を続けておるところでございます。

以上です。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○3番（宮崎吉輝君）

今までの経緯を説明していただきましたけれども、佐賀県は平成7年からこの園芸農業に対する支援策を行ってきたということですね。それから16年間ですから、平成23年までだと思いますけれども、この間が町の補助率が3分の1ということで行われてきたと、それから、6分の1に半減された理由として、先ほど答弁されましたけれども、平成21年の国家編成においていろんな仕分けがなされて、その対象としてこの農業分野も行われたということで、平成21年というと、ちょうど民主党が政権を取ったときですね。あのときにいろんな事業の仕分けがとうとう行われましたけれども、それに影響して、それを受けての判断だったと思

いますけれども、それから、町の財政健全化を図るという意味合いも先ほど答えられましたけれども、町の財政はずっと健全な状況で来ていると思いますよね。不交付団体にもなっているわけで、ほかのところと比べてもある程度はゆとりのあるような財政状況で現在まで来ているわけですから、財政健全化というのはちょっと、果たしてそうなのかなという感じはしますけれども。

いずれにしても、16年間はこの3分の1で補助率が行われてきました。個人の負担も3分の1ということですね。やっぱりこの期間に本町の園芸農業に関する分野においても様々な事業が行われて、施設の増加というか、拡大とか、規模の拡大、そういったものが行われてきたと思いますけれども、この16年間があったからこそ今の玄海町の園芸農業の姿があるんじゃないかなというふうに私は思っています。

その後、平成24年から6分の1に半減をされて、9年間たっています。この9年間いろんな資材の高騰、それから原油価格の変動によってかなりの経費がかかるようになってきています。

以前にも何回となく申し上げましたけれども、例えばミカンの1,000平米のハウスを一旦建てるとしたら、普通の一番安いAPハウス、パイプのハウスですけれども、約15,000千円かかるというような状況になってきています。以前はこんなにかからなかったんですけれども、年々資材の高騰というのがあってきています。

そういう状況で、やはり経営的に施設の更新をしようとか、規模の拡大、増設をしようとか、そういうときにやはり経費がかかる、個人負担も大きいというような観点からなかなか思い切って規模拡大等ができないというような状況です。

農業はなかなか先が読めないというようなこともあります。今年よくても来年いいかどうか分からない、計画が立てられない、そういう不安がある中での設備の投資ということに園芸農業者はかなり悩みながら、ちゅうちょしながら判断をされています。そういう実態は今まで何回となく町長にも申し上げてきましたので、十分理解はなされているだろうというふうに思います。

そういった中に、昨年12月の議会、委員会の折にも私は町長に質問をしましたけれども、そのとき町長は、補助率を元に戻すということを前向きに検討していますという答弁をいただきました。ああ、やっとその方向で進んでいるのかなということでみんな期待を持って注目をしているような状況です。

改めて今日伺いますけれども、この園芸農業に対する補助率、以前の3分の1に戻す覚悟じゃないですけれども、戻されるのかどうか、改めて町長にお伺いをしたいと思います。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

経営安定化のため、町の補助率を以前の3分の1に戻すべきではないかの御質問に対し、御答弁申し上げます。

先ほど申されましたように、町財政の健全化を図るということで、そういった意味合いもありまして、補助率も下がったものだと思っております。

また、一時原子力発電所の運転停止により町の財政力指数も1を切った年も一、二年ありました。その後、今、町の財政、私も町長になって思いますが、今のところ、財政的には歳入歳出、プライマリーバランスは取れておると思っております。

現在、さが園芸生産888億円推進事業では、県が3分の1、町が6分の1の補助率で園芸農業を支援していますが、令和2年度は、対象地が中山間地域の受益地でそれぞれの中山間地チャレンジプロジェクトの認定を受けている場合は県の補助率が5分の2となりました。本町においても、イチゴ、ハウスミカン、タマネギの部会はチャレンジ産地として選定されており、補助率5分の2が適用となります。

それぞれの中山間地チャレンジプロジェクトとは、町やJAと連携し、中山間地の生産者と一緒になって課題や問題点の解決に取り組を進めるプロジェクトでございます。

園芸農業の現状としまして、2020年農林業センサスの概数値によりますと、5年間のうちに県全体で農業経営体数が15.8%減少、耕地面積が5.6%減少しておりますが、園芸農業算出額は600億円前後を横ばいで推移しております。

県のほうもこの600億円ということで、長崎県に負けるなということで、先ほど宮崎議員が申されました888億円の目標に、ちょっと高いですけれども、大きな目標を掲げられてこの政策をされているところでございます。

本町も同様に、農家数、耕作面積が減少している中、主要園芸品目であるハウスミカン、露地ミカン、イチゴについては着実に産出額を伸ばしている状況でございます。

先ほど申されました、現在もコロナ禍の影響が多方面に及んでいる中、今後も1戸当たりの規模、出荷量、販売額の向上を図るためにも、今年度予算に計上しておりますけれども、

令和3年度より町の補助率を6分の1から受益者負担が3分の1ぐらいになるように戻し、そして、さらなる振興を目指していきたいと考えているところでございます。

宮崎議員が申されましたように、原油や資材の高騰、また、このコロナの影響により経費等も多額になっておりますし、やはり長寿命化、規模拡大は必要だと思っておりますので、そういう政策を取らせていただきたいと思っておりますのでございます。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○3番（宮崎吉輝君）

令和3年度から町の補助率を3分の1に戻すということで理解してよろしいですね。

町長ははっきり明言されましたので、これによって園芸農業をされている方々のこれ以上ない励みになるものだと思います。

玄海町の1次産業がこれを機にさらに前に進むというか、前進し、活性化につながっていくものと思いますので、今回の町長の判断は高く評価をさせていただきたいと思います。

次に、農業の従事者、それから後継者の動向等についてお尋ねしたいと思いますが、昨年の暮れに農林水産省が2020年の農業センサスの速報値を発表しました。これは5年に1回、全国の農業の動向等を調査されるものですが、これによりますと、佐賀県内の農業従事者、これが現在1万9,000人ということになっています。これは5年前と比べると2割減少していると、それからまた、10年前と比べると4割以上の減少になっています。農業従事者の平均年齢が66歳ということで報道されております。年々その農業人口が減っていくというような状況が続いて、農業人口が減れば、当然農地も荒れてくる、荒廃地が増えてくる、そういった状況になります。大きな目で言えば国土保全にもつながっていないというようなことになってくるわけですが、県内ではそういう状況ですが、本町の農業の従事者及び後継者の動向はどのようになっているかについてお尋ねをいたします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

町内の農業従事者及び後継者の動向に対し御答弁申し上げます。

2020年、農林業センサスの速報値によりますと、町内の農家戸数444戸、農業就業者数562人であり、5年間で99戸、203人の減少となっております。70歳以上の農業就業者数割合に

については、県全体が45%であるのに対し玄海町は37%ということで、農業就業者の高齢化が県平均よりも進んでいないと言えます。2020年農林業センサスの数値はまだ公表されておられません、専業農家戸数は過去20年間で約30戸増加しており、専業農家の所得の向上や安定化が進んでいると考えております。

農業後継者については、令和2年2月の唐津玄海のJA果樹部会429名のアンケートによりますと、後継者ありが67名、15.6%、後継者なし265名、61.5%という結果が出ております。

町内における後継者の有無に関するデータはございませんが、10年後、20年後先には農業就業者の高齢化や後継者不足の問題が深刻化する可能性はありますので、新規就農者への手厚い支援を検討していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○3番（宮崎吉輝君）

本町においては、農家戸数が現在444戸、農業従事者が562人ということで、ここ5年間で99戸減っていると、従事者が203人減っているということですね。この減り具合を率で言うと26%ぐらい5年間で農業従事者が減っているということですから、佐賀県平均でいいますと20%、ただ、本町は26%、県平均よりも多いということは、やはり中山間地で地形的な問題とか、手がかかるとか、そういう問題で減ってきているんじゃないかというふうに思います。

それから、先ほどのJAの果樹部会のアンケートでは、後継者がいないというところが61%もあるということですから、今後どういうふうに、増えることはあんまり考えられませんが、どんどん減っていくのかなという感じはいたします。

それから、新規就農者へも手厚い支援を検討していくという答弁でしたけれども、新規就農者への支援策としてはどのようなものがあるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

新規就農者への支援策はという御質問に対し御答弁申し上げます。

現在、新規就農者への支援としては、国の事業として農業次世代人材投資事業において、原則50歳未満で就農準備の方や経営開始される方への支援がございます。就農準備型は、就農に向けて技術習得のための研修を受ける方に最大で年間1,500千円を最長2年間交付するというものです。研修終了後は1年以内に就農しなければ返還が必要となります。また、経営開始型は、新たに独立して農業経営を開始される方に年間1,500千円、最大5年間の交付を受けられます。前年の所得が1,000千円以上になると交付額が変動し、また、3,500千円以上になると交付額はゼロとなります。

現在、イチゴ農家1件に経営開始型の資金が交付されております。夫婦で経営されておりますので、1,500千円の1.5倍である2,250千円の交付を受けられ、令和3年7月で5年間の資金交付期間が終了となります。また、新規就農により畜産業を経営開始予定の方が1名おられ、農業次世代人材投資資金の申請予定である状況でございます。

以上です。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○3番（宮崎吉輝君）

新規就農者への支援策として農業次世代人材投資事業というのがあって、就農準備型、経営開始型ということで、この事業の適用を受けて、現在玄海町には1名の方がイチゴ農家として就農されていると。この方は多分うちの地区にいらっしゃいますので、毎日頑張っておられますけれども、それからまた、畜産の分野でもう一人増える予定をされているということですね。

私は、親元就農する場合も新規就農者ということになるかと思いますがけれども、親元就農と、要するに後継者、後継ぎですね。例えば高校を出て農業を継ごうということでされたり、あるいは農業大学校に行って農業を継ぐという親元就農される方、その親元就農には先ほど言われた農業次世代人材投資事業というのはちょっと該当しないのかなというふうに思います。該当するようにするとすれば、親と全く別の作物を作らなければならない。それから、経営的にも完全に分離をして別会計というか、そういうふうにしなければならない、そうすれば該当するかもしれませんが、やはり後継、親元就農というのは、親元で数年間技術的に習得して、何年かかかって徐々に親から譲って経営者になっていくというような形を取るのが普通ですから、この事業に該当するのは難しいんじゃないかなというふうに思

います。

それで、ほかの自治体で農業の後継者、親元就農する後継者に対して補助金というか、給付金を給付しているところがあります。

隣の唐津市では、多分二、三年前ぐらいからだっと思えますけれども、親元就農者に対して年600千円の給付金、これを2年するようになりました。それで、もう一つ、伊万里市でもやってありましたけれども、これはもう平成2年で一応5年計画というような格好でされております。

こういうふうに周りの自治体でも親元就農、本当の後継者というか、親の後を継ごうという意欲を持って就農される方に支援を行っているわけですがけれども、本町においても親元就農者への支援を考えられるべきではないかなと思えますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

親元就農者への政策の考えはとの御質問に対し御答弁申し上げます。

子供が家業である農業を魅力あるものと感じられるように、農業経営の効率化や規模拡大により所得向上を図り、明るい未来が描ける農業を目指すことが大事なことであり、今後は就農するに当たり必要となる初期投資の抑制化や就農への参入を容易にするための方策も必要になってくるのではないかと思います。

現在のところ、過去5年間で15名の親元への就農がありますが、今後高齢化による農業継承者不足への問題が深刻化する可能性があります。

先ほど宮崎議員が申されましたが、唐津市においては親元就農者を対象に年間600千円を最大2年間給付を行うなどの対策がなされていますし、若者が地元で定住し、人口減少の抑制に寄与するものとして、農業継承のために親元で就農する方たちを応援することは大変ありがたいと思っております。家族経営による農家の発展のためにも今後必要になってくるものですので、漁業も含めた1次産業継承への支援について前向きに検討していきたいと考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○3番（宮崎吉輝君）

玄海町において5年間で17名の親元就農、後継者がいるということでした。

前向きに検討されるということでございますので、若い人たちがしっかりと農業で一生食っていこうと、そういう意欲が出るようなことにつながるようにぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。

次に、2点目の有浦川河川整備計画について質問をいたします。

これは去る2月16日に説明会がありました。県の河川砂防課、それから唐津土木事務所が来られて町民会館で説明会が行われましたけれども、出席者が30名弱というような状況でございました。その出席されていない方も有浦川がどうなるんだろうというふうに思われていると思いますので、この前あった説明会の概要について、まずお尋ねをいたします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

河川整備計画の概要の御質問に対し御答弁申し上げます。

2級河川有浦川は佐賀県が管理されております。佐賀県では現在、有浦川の河川改修の事業化に取り組まれておりまして、議員申されましたように、去る令和3年2月16日に、有浦川水系河川整備計画に関する説明会が住民の皆様を対象に玄海町町民会館で開催されたところでございます。

説明会では、有浦川水系河川整備計画、原案についての説明がっております。まず、計画の概要になりますが、背景といたしましては、これまで有浦川では度々洪水が発生し、昭和47年7月の梅雨前線豪雨、昭和55年8月の台風豪雨による洪水被害が発生しておりまして、特に平成2年7月の梅雨前線豪雨では役場周辺で氾濫が発生し、床上浸水32戸、床下浸水87戸の家屋被害が発生しました。このような状況を受け、被災箇所に対する災害復旧は行われてきましたが、抜本的な治水対策事業については未着手のままでした。このため、今後の河川整備の目標や実施内容等を定めた河川整備計画を策定されることとなりました。

計画の対象期間はおおむね30年を予定されており、今後の状況変化や新たな知見、技術の進捗等を踏まえて必要に応じて見直しを行うこととされております。洪水等による災害発生の防止や軽減については、学校橋を基準地点とし、おおむね30年に一度の確率で発生すると想定される洪水、毎秒270立方メートル、毎秒27トンの水を安全に流下させることを目標と

されております。

本計画での工事の施工区間は、河口から新長倉橋までの延長2.1キロメートルの区間です。この区間について浸水被害を改善するため河口の流下能力を向上する河川整備が行われる計画となっております。

以上です。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○3番（宮崎吉輝君）

この前の説明会の概要を今答弁いただきましたけれども、河川整備計画を作成するという事で、基本的なことだけをうたいこんだ河川整備計画を作成するということですね。今分かっている段階では、河口から役場の横のバイパスに架かった橋、あれは新長倉橋ですね、そこまでの2.1キロメートル区間を今後30年にわたって整備しますよという整備計画をつくられるということだと思います。

この前の説明会の中でも住民の何名か、住民の方からずっと質問があっていましたけれども、やはり住民にとってはいつから工事にかかるかねとか、どういう法線で行くとねとかいうのが一番関心事ですよ。そういう説明会だろうと思って参加された方もいらっしゃいました。

この整備計画をつくって、今後どういうスケジュールで河川整備が進められていくのかについてお尋ねをいたします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

今後のスケジュールの御質問に対し御答弁申し上げます。

有浦川水系河川整備計画の策定については、佐賀県におきまして、法律、河川法に基づく手続を段階的に国土交通省との協議を経ながら策定するとされています。

今年度は、河川整備計画原案を策定され、先ほど御答弁申し上げましたとおり、令和3年2月16日の住民説明会が開催されました。その後は学識経験者等の意見を聴取し、今年度中に河川整備計画案を策定される計画となっております。

また、来年度以降は関係各機関との協議を経て、関係市町村長からの意見聴取を行い、そ

の後、国への計画の申請をなされることとなります。国の認可が下りましたら、計画策定完了となり、その後、事業化が検討され、予算要求を経て事業化となります。

計画の対象期間はおおむね30年とされておりますが、事業のスケジュールにつきましては、先日の住民説明会の質疑の中でも県から回答されておりますが、令和3年度から各種調査や測量に取りかかるということ以外は、具体的な内容については申し上げられないということでありました。具体的な説明をするためにはそういった様々な調査などが必要であり、調査には期間を要するため、まだ申し上げることができないのが現状とのことでございます。

以上です。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○3番（宮崎吉輝君）

具体的な今後のスケジュール、はっきりとしたところはまだ決まっていないということで、とにかく河川整備計画書というのを今年度中に国から承認を受けて、それから事業がスタートするということですね。平成3年から様々な調査をされるということで、多分植物の調査だったり動物、そういう生態系の調査等々に入っていくんだらうと思います。それから、いろんな河川に入り込んでいる水路関係とか、そういった調査をされた後、測量に入っていくんだらうと思いますけれども、測量をした後、正式なルートを決定なされていくんだらうというふうに思いますけれども。

これは私のあくまで推測ですけれども、今回の整備計画の中で、河口から新長倉橋までと、2.1キロメートルを30年ということですが、新長倉橋はもう既にバイパスのときに今架かっていますから、あそこはもうかなり橋が広がっていますよね、河川幅も広がっています。あれが基準になりますから、あれから下流が狭くなることはまず考えられませんので、あの幅でいくと、100メートルもしないうちに今度は上村川が合流してきます。合流した後は、今度は学校の児童館にぼんとぶつかってほぼ直角に曲がるような格好で流れていくようになっていますけれども、この河川計画の中では、やっぱりその部分、今言った部分、この区間の計画をどうするかというのが一番ネックになっていくというか、そういうふうになってくるんじゃないかなと思います。

川幅を広げるとなると、あくまで私の推測ですけれども、やはり左岸側、下流に向かって左側を広げて大きなカーブを取っていくんだらうんじゃないかなと思います。そうすると、当然

家屋の移転というのが必要になってくるんじゃないかと思います。カーブの後は学校のグラウンド側にずっと、右岸側にずっと下流まで広がっていく格好になるんじゃないかなというふうに思いますけれども、いずれにしても、今回の河川整備というのは、この諸浦・新田地区にとっては一大事業、本町にとっても一大事業になってくると思います。

県も今からスタートするという状況ですから、やはり河川づくりに関しては住民参加のまちづくりを進めるべきではないかなというふうに私は思っています。

住民にとって、今の有浦川というのは自分たちの庭のような存在だと思いますし、安らぎの空間でもあります。町長もそこに住んでいらっしゃるから、当然そういう思いで川とは接してこられていると思います。

自分たちの住む町の川、自分たちの庭という思いで、住民みんなでまちづくりを河川整備に合わせて、それ以外の分も含めてまちづくりをどうしようかという集まりというか、そういうものをつくって、あくまで住民主導でまちづくりを進めていく必要があるんじゃないかなと思います。河川の川幅が広がって、右岸側は多分高い堤防がずっと下流までできていくと思いますので、例えば桜堤にしようとか、いろんな計画、それから当然橋も架け替わってくるというような格好になると思いますので、橋の架け替えは当然県がしますけれども、橋の幅員を広げるのまでは県は多分しません。広げる分は町が負担してくださいという格好になります。これは通称アロケ、アロケといいますけど、アロケーションということで費用の分担が多分出てくるんだろうと思います。

そういう橋の幅をどうしようか、堤防の上の道幅をどうしようかとか、それから、町長の家の裏にある歩いて渡れる橋ではないですけど、飛び石のようなものがありますけれども、ああいう施設をどうしようか、そういったことをもろもろ考えて、ただ河川だけじゃなくて、堤防が上るとなると、今度は有徳小学校のグラウンドも当然遊水地機能を持たせなくてもいいようになるわけですから、かさ上げをしようと、かさ上げした後、運動場とか児童館も当然なくなりますので、そういった公共用地の利活用はどうしようか、住民みんなが寄って話し合う場をつくって、自分たちのまちは自分たちでつくろうという、そういう場をつくるべきじゃないかなと思います。

住民がいろいろお願いしたことが、それが全部県のほうに認めてもらえるかという、そうではないとは思いますが、いろいろ法的な問題、それから構造的な問題がありますから、できることとできないことというのがあるとは思いますが、そういうことがあったとしても、

ただ、住民みんな寄ってわあわあ言いながら自分たちのまちづくりを考えていくということは重要なことだと思います。改めて自分たちの住んでいる町に目を向けることができるということ、それから、そういうことによって当然愛着心も生れてくるわけですし、さらには、住民同士の連帯感というものも生れてくるというふうに思います。

例えばまちづくり町民会議かなんか名称をつけて、自由に参加者を募って将来のまちづくり案、河川だけじゃなくて、まちづくりの将来像を描いていく必要があると、私は絶好の機会だというふうに思いますけれども、その住民参加のまちづくりの計画策定について町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

住民参加のまちづくり計画の策定についての御質問に対し御答弁申し上げます。

先ほどの答弁と重複するところがございますが、有浦川の河川整備計画ではおおむね30年に一度の確率で発生すると想定される洪水、毎秒270立方メートルの水を安全に流下させることを目標として、河口から新長倉橋までの延長2.1キロメートルの区間の河川整備が行われる計画となっております。

学校橋付近では、川幅が今の倍近くなるのではないかと言われていますので、現在の河川の護岸を大きく変えるような建物の移転等も伴った比較的大規模な工事等が行われることが想定されます。

このようなことから、議員御指摘のように、河川整備に合わせて、玄海町のまちづくりについても計画的に取り組む必要があると考えております。

なお、河川整備に伴うまちづくりにつきましては、町の将来に関わるものでございますので、住民の方を巻き込んで計画策定ができるような体制づくりを行い、本町の意見を整備計画に反映していただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

宮崎議員申されましたように、橋や堤防、桜堤ですね、そういったこともいろいろ考えられますし、田淵病院辺り、みどり児童館辺りの周辺が大幅に改修されるのではないかなとも考えておるところでございます。

国に計画が申請される前が一番大事なところでございますので、先ほど申しましたような対応をしていきたいと思っております。

また、その後、県とのやり取りの中で、今後県においてもスピード感を持って整備計画に取り組んでいただけるということでございます。

本町といたしましても、県と協力し、住民一体となったまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○3番（宮崎吉輝君）

絶好の機会だと思いますので、ぜひ住民参加で、住民を巻き込んでまちづくり計画を策定されることを強く望んでおきたいと思っております。

それでは、3点目の奨学資金貸付制度について質問をいたします。

奨学資金貸付制度の条例を見てみましたが、これが平成4年に条例ができています。たしか私も平成4年に、初めの頃借りた記憶があります。私が学校に行くわけじゃなくて、私の子供のときに借りましたので、物すごく助かった記憶がございます。

昔と違って今は高校にはほとんど進学をされる。さらに上の自分たちの将来の夢に向かって高校、大学、専門学校、短大等々に進まれる方が多くなってあるかと思っておりますけれども、高校まではそれほど費用的にはかからないと思っておりますけど、その上に行くとかかなり費用がかかってきます。親の負担もかなりのものになってきますので、そういう意味において奨学資金貸付制度というのをつくられているのは非常に助かってあると思っております。

それと、現在の貸付金額等についても、多分県で一番ぐらいの貸付額になっているんじゃないかと思っておりますので、それだけの手厚い施策を展開されているというふうには十分認識をしておりますけれども、まず、この奨学資金貸付制度の概要と現在の貸付者数がどうなっているのかについてお尋ねをいたします。

○議長（上田利治君）

中島教育長。

○教育長（中島安行君）

おはようございます。奨学資金貸付制度の概要と現在の貸付者数の御質問がありましたので、御答弁いたします。

まずは、玄海町の奨学資金貸付制度の概要ですが、7点に分けてる御説明いたします。

まず1点目、目的です。

玄海町では、経済的理由により就学が困難な学生の方に学費を無利子で貸付け、就学を援助し、すぐれた人材を育成すること、これを目的として奨学資金貸付制度を設けております。

2点目、制度の制定について。

昭和38年に本町奨学資金貸与条例が制定され、平成4年に現在の本町奨学資金貸付条例が制定されております。現在の条例制定後も社会状況に応じて貸付条件の変更や貸付金額の増額、返済期間の延長など制度の改正を9回行い、学生の方により利用しやすい制度となるよう運用をしてきております。

3点目、貸付金額です。

貸付金額の推移でございますが、昭和38年の奨学資金の貸付金額は高校生のみが対象で、月額2千円以内でした。改正前の平成4年の貸付金額は、高校生が月額10千円以内、専門学校生が月額20千円以内、大学生が月額40千円以内でした。そして現在の貸付金額は、高校生が月額20千円以内、専門学校生が月額40千円以内、短期大学、大学生及び大学院生が月額60千円以内となっております。

4点目、基金の造成についてです。

玄海町教育の振興に役立てるため、本町奨学資金貸付基金の財源の一部として寄付したいと昭和41年9月から申出があり、町内外の延べ41名の方々から総額4,905千円の寄附金をいただきました。そこに町の一般財源を加えて、本年1月末現在で359,506,976円の基金を造成し、その基金を元に町内の学生の方に貸付けを行っております。

5点目ですが、貸付けの条件です。

本町の奨学資金貸付けの対象者は3つの条件を満たすことが必要です。1つ、本町に3年以上居住している者の子女、2つ目、学業、人物とも優良と認められる者、3つ目、経済的理由により就学が困難と認められる者、この3つの条件となっており、毎年度、高校生15名以内、専門学校生10名以内、短期大学を含む大学生20名以内、そして大学院生5名以内としており、玄海町奨学生選考委員会において協議し、貸付けの決定をしております。

なお、その選考委員会には、町議会の総務文教常任委員会から推薦を受けた宮崎議員にも出席していただいております。

6点目、返済の期限です。

また、奨学資金の返済期限につきましては、卒業の日から校種ごとに1年または2年の猶予期間を設けており、猶予期間終了後に高校生が6年、専門学校生が12年、短期大学生が6

年、大学生が12年、大学院生6年以内に返済することとしております。

ただし、大学院生で大学から引き続き奨学資金の貸付けを受けた場合には、18年以内に返済することと定めております。

7点目になりますが、返済方法の例を申し上げます。

例えば大学進学で4年間に上限の60千円ずつの奨学資金の貸付けを受けた場合、総額が2,880千円になります。大学卒業から2年の猶予期間を経て12年かけて毎月20千円ずつ返済していただくこととなります。

また、大学と大学院にそれぞれ上限の60千円ずつの貸付けを受けられた場合、総額が4,320千円になり、卒業後2年の猶予期間を経て18年かけて毎月20千円ずつ返済していただくこととなります。

なお、返済は月払いだけでなく、半年払いや年払いの方法もあり、返済期間を短縮することも可能となっております。

以上、奨学資金貸付制度の概要を7点の御説明いたしました。

さて、もう一つの御質問、現在の奨学資金の貸付者数についてでございますが、本年2月末時点において31名に貸付けを行っております。内訳としましては、高校生4名、専門学校生4名、短期大学生1名、大学生22名となっております。

昭和38年の制度開始以来の総貸付者数につきましては、延べ636名となっております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○3番（宮崎吉輝君）

昭和38年からもう奨学資金の貸付け制度があったということで、これについては私も知りませんでしたけれども、平成4年からスタートされたのかなと思いましたが、昭和38年から延べ636名、多くの方がこの貸付け制度を利用してそれぞれの学校で学ばれてきたんだというふうに思いますけれども、そして、現在が高校生が4名、専門学校生が4名、それと短大生が1名、大学生が22名という方が利用をされているということで、月額貸付金額、現在、高校が20千円、専門学校が40千円、大学、大学院が60千円ということになっていますけれども、専門学校と大学と、40千円と60千円の違いがあります。専門学校もそれほど大学と変わらないような授業料なり学費が要るんじゃないかなというふうに私は思ってい

ますけれども、この60千円と40千円の違い、こういった考え方でこのような金額に差があるのか、それについてお尋ねをいたします。

○議長（上田利治君）

中島教育長。

○教育長（中島安行君）

貸付金額の大学、短大が月60千円、これに対して専門学校が40千円、この違いの考え方についての御質問でした。御答弁申し上げます。

玄海町の奨学資金貸付制度の貸付金額につきましては、平成4年制定の本町奨学資金貸付条例では、先ほども申しましたが、当時高校生が月額10千円、専門学校生が月額20千円、大学生が月額40千円となっております。その後、数回の改正により、現在においては、先ほどの繰り返しになりますが、高校生が月額20千円、専門学校生が月額40千円、大学生及び大学院生が月額60千円の貸付金額となっております。

大学、短大と専門学校の貸付金額の違いの考え方でございますが、それぞれにかかる入学から卒業までの平均的な学費について、日本政策金融公庫が実施した令和元年の調査では、専門学校が約3,170千円、国公立大学が約5,400千円、私立の大学が約7,790千円となっております。これはあくまで平均の金額でございますので一概に比較できるものではありませんが、各校種において学費に金額差が見られます。この金額差を参考として貸付金額の決定をしてきたものであります。

また、県内他市町の奨学資金制度を見ますと、県内20市町のうち奨学資金制度がある市町は14市町あります。そのうち、本町と同様に、他の奨学金制度と併用できるとしている市町が10市町ございます。県内他市町の奨学資金制度の貸付金額としましては、高校生が月額9千円から20千円、専門学校生が12千円から30千円、大学生が20千円から50千円となっており、本町と同様に各校種において貸付金額に差額があります。このような他市町の事例も参考として本町での貸付金額を決定したものです。

議員おっしゃいますように、本町が各校種において一番県内で額が多くございます。

なお、他の奨学金制度と併用は不可能となっている市町もあり、また、専門学校生と大学生への貸付金額が同じ金額となっている市町もございます。

以上です。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○3番（宮崎吉輝君）

60千円と40千円の違いについて今答弁をなされましたけれども、これの根拠となるものは、日本政策金融公庫が実施調査をした入学から卒業までの経費がそれぞれの学校でどれくらいかかるのかということで、専門学校は3,170千円、これは多分2か年ですよね。国公立大学は5,400千円、私立大学が7,790千円という答弁でしたけれども、国公立大、私立大、これはともに4年ですから専門学校の倍は通学しなければならないわけですから、例えばこれを専門学校に4年行ったとすると、倍にすると6,340千円ですよね。これは国公立大学よりも多くなりますし、国公立と私立の間あたりになってくると。

この入学から卒業までの総経費で奨学金の貸付額を60千円と40千円にしましたというのがどうも、これは論理的に成り立つのかなという疑問が私にはあります。あくまで単年度単年度の出費というか、費用がどれくらいかかるのかによって貸付額も考えられるべきじゃないかなというふうに思います。

それで、いろんな学校を私もちょっと調べてみたんですけども、これはちょっと皆さん控えていただきたいなと思いますが、まず、国立の佐賀大学、初年度ですね、初年度という入学金プラス授業料ということで、初年度、佐賀大学で817千円です。2年度になると、これは多分授業料だけだと思いますけれども、535千円、それから私立の福岡大学、これが初年度1,126千円、2年度に935千円です。それから、佐賀の佐賀女子短大、初年度に1,165千円、2年度に961千円です。ここまでが大学、短大ですけど、以下、専門学校を4つ調べてみました。まず、福岡の看護専門学校、これが初年度に1,320千円、2年度に820千円です。それから佐賀の歯科衛生士専門学校、これは初年度に1,135千円、2年度に645千円です。それから福岡の美容専門学校、これが初年度に1,020千円、2年度に920千円です。それから最後に、公務員専門学校、公務員専門学校は手に職をつけるわけでもないですので、それほどかからないだろう、塾のようなもんですから、それほどかからないだろうと思って調べましたけれども、公務員専門学校でも初年度1,020千円、2年度に900千円ということになっています。

これを比べてみると、ほとんど大学、短大と専門学校を比べても差がないわけですよね。一番安いのは国立大学ですから、ほとんど変わらない、専門学校と短大、大学とですね。

これを考えると、60千円、40千円の差というのは、ちょっと制度においてはやっぱり不公

平感があるんじゃないかなというふうに私は思います。

それもう一つ、どうしても私が理解できなかった分があるんですが、奨学資金貸付け条例8条の中で、償還期限というか、償還時期についてうたわれています。奨学資金の返還について。これでいくと高校と専門学校、それから短大生については、卒業から1年経過後に返還を始めてくださいということになっています。大学生だけは卒業から2年後から返還をしてくださいという、そういう条例になっています。これは幾ら考えても、何で1年と2年差があるのかなというふうに疑問があります。大学生だけはゆっくり2年間かかって次の職業を探しなさいという意味なのかなとも考えましたけれども、そういうことはないだろうというふうに思いますので、この返還の時期、猶予期間の1年2年の違いの考え方はどのようなものでしょうか。

○議長（上田利治君）

中島教育長。

○教育長（中島安行君）

償還の開始時期の考え方の御質問について御答弁申し上げます。

玄海町の奨学資金貸付制度における返還の開始時期及び期間につきましては、平成4年制定の本町奨学資金貸付条例によると、償還の開始時期につきましては、高校生、専門学校生は卒業の日から1年経過した日、短大生、大学生は卒業の日から2年を経過した日となっており、卒業の日から1年と2年で違いがありました。その後改正があり、現在の償還の開始時期は、高校生、専門学校生、短大生は卒業の日から1年経過した日、大学生、大学院生は卒業の日から2年を経過した日となっております。

このように、平成4年時と比較すると、校種によって開始時期に違いがありますが、おおむね卒業の日から1年か2年となっております。

開始時期の違いにつきましては、平成4年の条例制定の当時は、いわゆるバブル崩壊の時期であり、大学生の就職が厳しくなっていた時期でもありましたことから、そういった社会情勢を加味した上で償還開始時期の設定になっているものと思います。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○3番（宮崎吉輝君）

バブルの崩壊時期に大学生の就職が難しいというのは、そういう時代がありましたから、それによって大学生だけ2年にされていると、これは確証というか、はっきりそうですよとは多分執行部もつかめていない、多分そうではないのかなということですよ。ですから、平成4年に、大分前にできた条例ですから、確たる確信があつてこうですよとも言えないような状況なんだろうと思いますけれども、いずれにしても、貸付額の差、それから今言った償還時期の1年2年の差、やはり今の時代のというか、現実的には合っていないんじゃないかと、不公平感があるような気がします。

制度自体は素晴らしいものであるんですけども、この中身でこういう不公平感があるというのはちょっと問題ではないかなと思いますので、早急な条例の改正をされた上で、現在貸付けをしている方にも適用をするべきじゃないかなと思いますけれども、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（上田利治君）

中島教育長。

○教育長（中島安行君）

先ほどの60千円と40千円の差、これは不公平感があるという御指摘です。早急に条例改正をと、そういう御質問でした。

宮崎議員御指摘のとおり、本町の奨学資金貸付制度の貸付金額につきましては、専門学校と大学で20千円の差額がございます。先ほど御答弁いたしましたように、貸付金額につきましては、各校種での平均的な学費や県内他市町の状況などを参考に決定しておりました。しかしながら、近年の専門学校の状況を調べてみますと、就学期間が3年以上となるような学科については、学費も大学と同程度になる場合もあるようです。このような事例をさらに調査し、検討を重ね、本条例が社会状況に即した公平な内容になるよう改正について前向きに検討してまいりたいと考えております。

なお、今後、貸付金額を改正した場合に、貸付金の増額を希望される方は新たな契約が必要となりますので、再度貸付けの申請をしていただくことになると思っております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○3番（宮崎吉輝君）

条例改正を前向きに検討したいということですがけれども、やはり今の条例の中に現実合っていない不公平感があるというのは教育長認識をされますよね。前向きにということですがけれども、私は早急にする必要があるというふうに思います。多分急いだとしても次の6月を教育長は考えてあるんですかね。答弁はよろしいですけど……（「しています」と呼ぶ者あり）一応6月をを考えてあるということですね。分かりました。

奨学資金の貸付け制度というのは県下でも高額の貸付けを行っております。これはもうすばらしい制度ということで、この制度を利用して多くの若者が自分の夢に向かって勉強をできるということですばらしい制度とは思いますがけれども、その制度の中に不公平感があってはならないんじゃないかなと思います。あくまで行政は公平公正にするのが原則ですから。

今、教育長は6月の会議にでも条例改正を提案したいというような話でしたけれども、6月まで待たなくても、今年度から議会は通年議会に移行しています。招集も町長から議長に移っています。いつでも議会を開ける状況にあるわけです。こういう住民サービスの不公平感は迅速にスピード感を持って行わなければならないというふうに思いますので、準備に、事務手続に時間を要するとは思いますがけれども、準備ができ次第1か月でも2か月でも早く条例改正の提案をしていただくようお願いしたいと思います。

そうでなければ、通年議会にした意味というのがないと思いますので、議会としてもそういったところをしっかりと示していく必要があると思います。

ぜひ迅速な対応をお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（上田利治君）

以上で宮崎吉輝君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。8番中山昭和君。

○8番（中山昭和君）

議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、令和元年、総務省が発表している全国地方自治体1,718の中で、不交付団体が86

市町村あります。玄海町もしかり、原子力発電所の恩恵のおかげで、今のところ健全自治体であります。地球温暖化の急激な進行により、世界的に破綻する地方自治体が急増していることは周知の事実であります。日本も各地の災害復旧やコロナの影響で、今までのような国からの補助を当てにはできなくなるのは明らかであります。玄海町が健全自治体でやっているのは、ふるさと納税もありますが、原子力発電所が大多数を占めております。昔の人が言い伝えているように、いつまでもあると思うな親と金です。

原子力発電所のリプレースもはっきりしない中で、今後どのように玄海町の将来を導いていかれるのか、お尋ねいたします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

中山昭和議員の玄海町の未来像について、玄海町が豊かで健全な自治体運営を行えるのは、原子力発電所の恩恵を受けていることが一つの大きな理由と言える。今後リプレース問題もはっきりしない中で、町の将来をどのように導いていくのかの御質問に対し、御答弁申し上げます。

まず、玄海町は昭和31年9月に町制を施行して、早くも64年がたちました。この間、町民の深い御理解と御協力により、昭和50年10月には九州で初めての原子力発電所が運転を開始し、昭和56年3月に2号機が、平成6年3月に3号機が、平成9年7月に4号機がそれぞれ運転を始めて以来、原子力発電所と共に歩んでまいりました。

昭和50年から電源立地促進対策交付金が交付されるようになり、まず最初に町民の生活道路である町道の整備を行っております。今から45年前、昭和51年の町道は道幅も狭く、舗装率は41.7%でした。それが電源立地促進対策交付金等により、舗装、改良を行い、令和3年3月現在、町道は164路線ありますが、舗装率は100%近くになっております。

教育文化施設においては、玄海町町民会館、社会体育館をはじめ、保育所や玄海みらい学園を整備し、福祉のまち構想においては、特別養護老人ホーム玄海園や福祉施設等を整備しております。

観光面においては、平成16年4月に玄海海上温泉パレア、平成25年7月には次世代エネルギーパーク「あすぴあ」がオープンし、本町観光拠点の一翼を担っております。

このように、電源三法交付金事業等により、道路、水道施設をはじめ、産業、福祉及び教

育文化施設など、様々な公共施設が整備されたことは、私たちが原子力発電所と共に歩んできたあかしだと思っております。

今後はこのような施設を維持しつつ、町が単独の町として持続し、発展していけるよう、令和元年度に策定した玄海町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げている事業を基本とし、定住対策や少子化対策に力を入れ、人と人、人と自然が様々な魅力を創出し、笑顔あふれる幸せを実感できる町に導いていきたいと考えております。

私も町長選に出馬するに当たり、こういった施設、インフラ整備もですが、やっぱりソフト面で住民の皆さんが住みよい町になるようにと、これまで政策をいろいろ試行錯誤して、計画しているところでございます。今後、引き続きその気持ちで町政、町の未来像をつくっていききたいと考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

中山昭和君。

○8番（中山昭和君）

私は町長の答弁に揚げ足を取って言うつもりはございません。ただ、将来に今のままだと不安を感じ得ますので、質問をしております。

次に行きます。

全国1,718の自治体の中で、全町民に80千円ずつの応援金が配付できたのは玄海町だけだと思いますが、コロナ対策で四苦八苦している自治体の中で、町民に日本一の応援ができたことは、原子力発電所があったからだと思います。公共施設やインフラの維持管理などに今後40年間で66,040,000千円を見込み、住民1人当たりの年間負担額は294千円と、全国平均を230千円上回っていると報道されております。この問題についてはどのような対策を講じられるものか、お尋ねいたします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

公共施設やインフラの維持管理についての御質問に対し、御答弁申し上げます。

まず、御質問の中にありました公共施設やインフラの維持管理費用についてでございますが、これは昨年12月に回答した共同通信社のアンケートを佐賀新聞社が今年2月10日に掲載した内容と認識しております。住民1人当たりの年間負担額については、総務省の要請に基

づき、平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画の内容を回答したところでございます。

次に、現在、町が保有する財産を申し上げますと、役場本庁舎や町民会館、玄海みらい学園などの公共施設が73施設、町道や橋梁などのインフラ資産が町道で164路線、総延長約139キロメートル、橋梁が59橋、漁港が外郭延長659メートル、海岸保全施設が延長約1,700メートルとなっているところでございます。これらの財産のうち、役場本庁舎や町民会館、社会体育館など、多くの公共施設が建築から30年以上が経過しているほか、インフラ系の資産も同様に老朽化が進んでおり、今後、改修、更新に係る費用の増大が見込まれるところでございます。

このことを踏まえ、現在、公共施設については長期的な視点で更新、補修を行い、長寿命化と費用の平準化を図る個別施設計画の策定を進めているところでございます。

また、インフラ資産については、それぞれの資産区分ごとに既に長寿命化計画を策定済みであり、これに基づき、計画的に改修、更新を行っているところでございます。

御質問の維持管理対策については以上となりますが、いずれにしましても、議員御指摘のとおり、今後、財産管理の多額の費用を要することとなり、町財政運用上の大きな課題となっていくことから、各種の計画に沿って、予防保全の観点はもとより、財政面で費用対効果の高い施設の長寿命化や予算の平準化に努めてまいるところでございます。

以上です。

○議長（上田利治君）

中山昭和君。

○8番（中山昭和君）

畜産、ミカン、イチゴ、タマネギなど、玄海町の特産品は国内でも有数のブランド品ではありますが、果たして20年後、30年後、原子力が終わったとき、玄海町は不交付団体でいられると思っておりますか。玄海町は原子力もある町とかいって、ついでに原子力があるみたいなことを書いてあるのを見たことがありますか、今の玄海町から原子力を取って、単独でやっていけると思っていますか。何度でも言いますが、玄海町は原子力の町なんです、いかがでしょうか。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

先ほどの御質問に対し、御答弁申し上げます。

岸本前町長が、玄海町は原子力だけじゃなくて、原子力もある町として、もう少し違う形での発展とかも考えたところでのまちづくりを想定されて、そのような言葉を発せられたんだと思っております。もちろん20年後、30年後、原子力が終わったとき、玄海町は不交付団体でいられると思いますかとか、原子力を取って単独でやっていかれるか、そういった不安を中山議員は思われていると思っております。

平成30年度に策定した長期財政計画では、現在も含め財政的には余裕があり、基金の積み増しもできるものと見込んでおりますが、令和10年頃を境に、その基金を取り崩しながら運営する試算となっております。今年度好調だったふるさと応援寄附金を考慮しますと、若干、上方修正ができるものとは思っていますが、原子炉の経過年数により段階的に電源関係の交付金が減少することを踏まえると、年を経るごとに厳しさが増すものと認識しております。

将来を見据え、貴重な財源を有効に活用できるよう、各種の計画に基づく施設の維持管理に努めるとともに、財源確保対策として、本年2月設立の玄海町みんなの地域商社などにより、産業振興に注力していきたいと考えているところでございます。

○議長（上田利治君）

中山昭和君。

○8番（中山昭和君）

人間がつくったものに絶対安全というものはありません。いつも利用している飛行機や車でも、また、家庭でいつも使っているガスや電気でも、使い方を誤れば大惨事になります。議員として、町民として町の将来を考えた場合、玄海町は原子力の町ではないですか。原子力の善悪にどのように対応していくかが使命ではないでしょうか。百年、千年、万年、原子力と付き合いとはそういうことではないでしょうか。

12月議会の私の一般質問の中で、立地町として、処分場について学びの場になるので、文献調査に応募したらどうですかとの質問に対しまして、町長は現時点で文献調査に手を挙げることは考えていないが、地域の代表者である議員の皆様と共に情報共有や情報交換を通じて最終処分への知識や理解を深めてまいりますとの答弁をいただいております。議会には特別委員会まであるのに、いまだかつて何の音沙汰もないようでございますが、このままだとしたら玄海町のトップとして、健全な議論の芽を摘むことになるのではないのでしょうか。

改めてお尋ねいたします。議員の皆様と文献調査の是非について話し合う気持ちはございませんか。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

文献調査の是非について議会との話合いの場を持つ考えはどの御質問に対し、御答弁申し上げます。

中山議員が言われますように、本町は昭和40年代頃から原子力発電所の誘致に向けた活動を行い、昭和50年10月の1号機の営業運転開始以降、原子力をめぐる様々な問題や課題に真摯に向き合い、そして、原子力に係る様々な恩恵も受けながら、原子力との共生の下、町政を進めてきた結果、今日の玄海町があるものだと認識しております。

ちょうど10年前の東日本大震災、そのときの大地震による津波が原因で発生した東京電力福島第一原子力発電所における重大事故以降、日本全国の原子力発電所が長期にわたり停止する事態となり、原子力をめぐる情勢は目まぐるしく変化をし、日本の原子力政策は大きな転換を迫られることとなりました。

本町にある原子力発電所もその稼働に当たり大きな影響がございましたが、町議会の原子力対策特別委員会におきまして、国による審査の状況や発電所における安全対策工事の状況について幾度となく確認並びに協議をしていただき、また、発電所の現地視察で安全対策工事の状況についても確認していただきました。そして、原子力発電所の再稼働について御承認をいただき、町としましても理解を示し、発電所の稼働に至っているところでございます。

高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する問題は、我が国が抱える原子力政策上の大きな課題の一つであり、国が前面に立ち、解決に導く課題でございます。その課題に対し、貴重な一石を投じるため、文献調査の受入れを決断された北海道の寿都町と神恵内村の皆様に対しましては、改めて敬意を表するところでございます。

2つの自治体でこのような動きや取組に際し、全国の原子力発電所の立地自治体等で組織する全国原子力発電所所在市町村協議会の役員会において、寿都町と神恵内村、両自治体の首長と、最終処分に関する意見交換や情報交換をするためのウェブ面談が今月17日に予定されております。あいにく3月会議の会期中であり、私は参加できませんが、両首長に対し、事務局を通じて感謝と敬意、そして、称賛のメッセージをお伝えすることとしております。

昨年12月の議会で中山議員から御質問いただきました最終処分場の選定に係る文献調査への応募等の考えについてでございますが、私としましては、12月の一般質問の答弁から考え方は変わっておらず、現時点で文献調査に手を挙げるという考えはございません。ですが、最終処分の選定をめぐる全国の動きを注視し、情報の把握に努め、地域の代表であります議員の皆様と共に情報共有や情報交換を行いながら、最終処分への知識や理解を深めてまいりたいという考えでございます。

なお、12月から今月まで議員の皆様方と最終処分に関する情報共有や情報交換の場を設けることができなかつたことにつきましては、おわびを申し上げます。今後、情報交換の場の設定等について検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（上田利治君）

中山昭和君。

○8番（中山昭和君）

私は原子力の恩恵を受けてきた立地町として知らんぷりすることはできないと思いますので、勉強会をやりましょう、そのためには文献調査の是非について話し合いをしましょうと言っているわけです。だから、その話し合う気持ちがあるのですか、ないのですか。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

恩恵を受けた玄海町ですので、勉強会をしましょうということで、そういった気持ちで議員さんが言われたと思っております。私としましては、今、手を挙げるという気持ちはございませんが、最終処分場に関しましては、先ほど申しましたとおり、情報交換等をしながら、そして現在、日本が、寿都町や神恵内村さんがどうなるのか、また、全国のほかの動きも、前回の一般質問の答弁で申しましたが、ほかにも手を挙げるような自治体もあるということも聞いております。ただ、そこがまだはっきりしてはおりませんが、そういった全国の状況等、また、国の考え方、NUMO等の考え方、そういったこともいろいろ意見を聞きながら、議会の皆様と一緒に勉強、調査をしていきたいと思っておりますのでございます。

○議長（上田利治君）

中山昭和君。

○8番（中山昭和君）

私は話し合いをするのですか、しないのですかと聞いているんです。今のは答弁になっていないと思いますよ。もう一度お尋ねします。議会と話し合う気持ちがありますか。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

先ほども申しましたけれども、繰り返しの御答弁となると思います。文献調査に手を挙げるという気持ちはございませんが、議員の皆様とは、最終処分への知識や理解を深める目的で、情報共有や情報交換の場を設けることは必要であると思っておりますので、その最終処分場の内容についての話し合いは今後もずっと引き続きしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田利治君）

中山昭和君。

○8番（中山昭和君）

エネルギー安定供給のために、私たちは原子力発電所を受け入れてきました。そこで出たごみは、国の政策だから国が責任を持って取り組むことは当たり前のことであります。だからといって、北海道の2町村が手を挙げたから、私たち原子力の恩恵を受けてきた立地町として、知らんぷりすることはできないと思います。地層処分について勉強会をやりましょう、そのためには文献調査の是非について話し合いをしましょうと言っているわけでありまして。町民の皆様もこのことについては関心をお持ちの方がたくさんいらっしゃいますので、議会の中で議論していきましょう。

原子力発電所の利便性を享受してきたことを自覚することが必要であります。それを忘れて、感情的かつ一方的な反対運動につながっていきます。大多数の反対される方はこのパターンと、地層処分がどのようなものか分からない方々です。世界の情勢を見ますと、フィンランド、スウェーデンは処分地が決定済み、審査が中断中のアメリカもこの段階、フランスは精密調査、スイス、中国、カナダ、ロシアは概要調査の段階であります。カナダでは20以上の自治体から地層処分への関心が表明され、今春、2地点でボーリング調査が始まっております。

県知事さんをはじめ、県内の首長の皆様へ申し上げたいと思います。80年前、日本は原油が入らなくなり、戦争まで行いました。今、日本に必要なエネルギー戦略として、原子力を

省いたらどうなるか、よく考えてほしいと思います。人生、上り坂もあれば下り坂もあります。しかし、一番用心しなくてはいけないのは、まさかなんです。大災害が起きれば、よく想定外という言葉を使いますが、よくよく見てみますと、想定内の事柄が見えてまいります。危機管理の問題は、災害だけではなく、経済財政問題が一番危惧されることだということを申し添え、私の一般質問を終わります。

○議長（上田利治君）

以上で中山昭和君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時1分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。4番井上正旦君。

○4番（井上正旦君）

議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問をいたします。

昨年1年間はコロナに始まりコロナに終わったように思います。そうした中で多くのイベントが中止、または延期となりました。最たるものが東京オリンピックの1年延期であります。今年こそは開催できるように願っております。

そうした中で、私たちの生活や身の回りもコロナの影響によって大きく影響を受けています。各個人の行動が大きく制限され、大量消費経済が立ち行かなくなっております。特に観光業、飲食業にあっては、渡航の自粛を叫ばれた結果、人の流れは止まり、営業の休止を余儀なくされる結果となっております。

また、業種によっては営業時間の短縮を行政より要求され、ついには営業停止に追い込まれ、再開が難しい局面となっております。これらの行政にあっては、先々のことを思うと営業がじり貧だとの思いから胸に込み上げてくる悲壮感さえ漂っています。

また、一人一人に目を向けると、マスクの励行が叫ばれ、していないと周りの視線に肩身の狭い思いを感じ、自宅に籠もっているのが現状です。コロナはいつになったら収束をするのでしょうか。

諸外国にあっては、ワクチン接種も始まっていますが、今回は試薬の治験の期間が短いた

め、副作用の心配が懸念され、ワクチン接種の希望者も少ないとの外国での報道がされています。

また、日本国内においても、コロナの感染拡大の第2波、第3波を目の前にして、政府は1月13日に11都府県に第2弾の緊急事態宣言を発令されました。その後も多くの自治体で独自の緊急事態宣言が出され、県民への行動の自粛が呼びかけられています。

また一方では、自治体によっては、緊急事態宣言の効果があつてか感染者の減少が見られるようになり、2月いっぱいをもって解除の自治体が増えています。

こうした中で、令和3年度玄海町予算案は昨年度執行部からの提案で、買物弱者の解消と公営学習塾事業、そして地域総合商社の設立の3案が承認され、本年度から本格的に運用されようとしております。

町長は、選挙の公約だからと言われてはいますが、いずれの課題も町の発展には欠かせない問題だとは思いますが、町民にもっと事業の中身をしっかりと説明してほしいと思います。事業で一番大事なことは、事業にはお金を出すけど口は出さないでなければ民間方式は成功しないのじゃないかと思います。町長は今回の3つの事業をどのような思いで提案されたのでしょうか。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

井上正旦議員の御質問に対して御答弁申し上げます。

質問通告とはちょっと違いますので、答弁が文章ではありませんので、私の頭の中から出していくような形になりますので、ちょっと言葉足らずのところがあるかと思います。

先ほど申されました買物弱者の解消と公営学習塾事業、それと地域総合商社の設立、この3つの案は今年度からずっとお話はさせていただいております。

私の選挙時の公約として、マニフェストとして、やはり玄海町は中山間地域で山間部も多く、また、町内にはスーパー、コンビニ等もない状況でございました。コンビニといっても、三大コンビニですね、そういった中で、それと私もいろいろ商売を昔していましたし、中山間地の人たち、そしてまた、いろんな生活環境において、お年寄りの方は買物に困っていらっしゃるというのも私は感じておりましたので、そういった方々の買物弱者、そういったところの解消ということで、今回「とくし丸」という形でAコープさんが最終的に手を挙げ

られましたので、そちらのほうを解消するような形で計画しております。

また、有浦、千賀のAコープさんも一、二年前に閉店されましたし、やはり採算の状況だと思います。有浦のAコープも、JAの組合長さんに尋ねましたところ、今年度いっぱい閉鎖するというようなお話でした。そういった情報も聞いておりましたので、再度組合長さんに尋ねましたら、玄海町みんなで応援券の効果でAコープ有浦店の収益もV字回復したということで、あと一、二年はまたAコープはそのままつながるんじゃないかなと思っております。また、そうだったとしても、あと一、二年でAコープがなくなるとすれば、例えばAコープのある諸浦、有浦上とか、周辺の方たちも今も電動カートでおばあさんたちが買物とかに行っていらっしゃるのを見ますが、Aコープがなくなれば、また、金の手の方に民間のスーパーもございます。そちらに行くのもなかなか難しくなるし、これは有浦だけじゃないですけども、玄海町内、買物に困っていらっしゃる方がいると思ってこの買物弱者の解消については2年半ぐらい前の私の公約の中に上げさせていただいております。

また、公営学習塾ですが、学校生徒の学力向上は社会人になるためには大変必要なことだと思っておりますので、こういった公営学習塾も考えております。

もちろん、今の状況で学校の先生たちも玄海みらい学園の学力向上に一生懸命頑張っておられますけれども、さらなる学力向上、福沢諭吉の「学問のすゝめ」ではありませんが、冒頭に「天は人の上に人を造らず人の下に人を造らず」とありますが、それは平等をうたったということだけじゃなくて、何かの本に書いてありましたけれども、そうじゃなくて、明治時代のまだ学問が進んでいない時期だったと思いますけど、やはり学ぶことによって人の知識を持つということで、それぞれ人の差がなくなって、そして、国自体も伸びていくというような意味合いだろうというようなことも私も読んでおりましたので、それと、今年度ですが、コロナ禍の中に、学校も休業されておりました。学校が何日間も休業になっておりましたので、私はまずは今年の受験生、中学3年生が一番心配になっておりました。こういった中で高校受験に、家で勉強していてもなかなか進まないし、その後れを取り戻すためにはこういった公営塾を中学3年生だけでもしたいなということで考えておりましたが、急に公営学習塾も来るということは難しいということで、最終的にいろいろ打合せして、予算との関係で来年度から公営学習塾を開始するということにしております。

また、地域総合商社ですが、これもまずは町内に1次・2次・3次産業がいろいろいらっ

それぞれの業種がもうかるように、そして、どうしても1次・2次・3次産業になると外貨を稼がなくちゃならない、そして、行政には外貨を稼ぐというような仕組みはございませんし、もうかることはできません。そういったことを、私も商売人の端くれとして感じておりましたので、そのような形で、皆さんがもうかる仕組みはどうしたらできるかなということで、最終的に地域総合商社設立ということになって、皆様にお示したところでございます。

皆さんが町内の1次・2次・3次産業の方たちがもうかるということは、それだけ町の力になると思っておりますので、以上、その3点につきましては、私の町が発展するための重大な、人の育てるものと思って提案したところでございます。

以上です。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○4番（井上正旦君）

まず、買物弱者事業ですが、2月の初めでしたか、ポストに玄海町買物弱者支援事業の詳細を記したチラシが入っておりました。買物弱者の求人広告と言っていいのか、玄海町ではどれほどの需要があるのでしょうか。本当の意味での買物弱者とは老いて足腰が悪く、買物に行きたくても近くに店がない、車がなく足がないというお年寄りであって、現状は、大半のお年寄りはコミュニティバス事業によって病院や入浴のために温泉パレア、また、買物においては、まいづるやAコープに行っておられます。私は買物弱者に該当する人は幾人もいないんじゃないかと思っていますが、この事業を実施されるに当たってどのようなデータを基に人数を推計されたのか、また、どの地区に一番買物弱者の難民の方が多いのか、教えてもらえたらと思います。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

買物弱者と思われる方はどの程度おられるのかの御質問に対し御答弁申し上げます。

初めに、買物弱者とは、高齢化が進み、人口が減少する社会で流通や交通の弱体化が進むとともに、食料品などの日常の買物が困難な状況に置かれている方々を指すもので、経済産業省の調査では、平成27年度時点で全国に約700万人と推計されており、今後も増加していくことが予想されております。

こうした方々が増加している背景には、高齢化の進展、独り暮らしや高齢者のみで構成される世帯の増加などがあり、買物が困難という医療や介護のような公的制度が整備されていないことを踏まえると社会的課題として捉え対策を急ぐ必要があるため、本町におきまして今年度買物弱者支援事業に着手したところでございます。

さて、議員の質問は、買物弱者と思われる方々は町内にどの程度おられ、どの地区に多いのか、また、その推計方法はどのようなものかとのことだと思っております。

そもそも日常の買物に不便を感じるかどうかは当事者の置かれた生活環境、家族等の状況、地域コミュニティの状況等で異なってくると考えられ、その数を正確に把握することは困難であると思えます。

そこで、これに変わる指標として、平成30年度に本町が実施した地域福祉に関する住民アンケート結果がございまして、このアンケートの対象は、20歳以上の町民約1,500人で、回答率は51%ほどでございましたが、日常の買物に不便を感じるかという質問に対し、「感じる」「やや感じる」と回答された方の割合は約54%でございました。このことから、町民の多くが何かしらの不便さをお感じになられていることが分かるのではないかと考えて、こういった対策を考えたところでございます。

もちろん、言われますように、コミュニティバス等もあります。コミュニティバスを利用されている方もいらっしゃると思いますが、先ほどAコープの話もしましたし、中山間部であります平たん地が少ない玄海町であります。また、そういった買物をする場所が少ない玄海町でありますので、どうしても車で唐津まで行くような状況になりますので、こういった対策を取らせていただいております。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○4番（井上正旦君）

玄海町では、動ける人はコミュニティバスで買物に行かれます。また、温泉パエリアにも足を延ばされています。体が動かされない、寝たきりの人は社会福祉協議会の配食サービスもあります。難民と言える人はおられるかとは思いますが、一握りもないんじゃないかと思いますが、また、それ以上にお体が御不便な方は玄海園にでも入所を希望されると思えます。この事業を受けた事業者は採算が取れるのでしょうか。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

玄海町買物弱者支援事業は、町内に不便を感じておられる高齢者などに円滑な商品購入機会を提供することで安心して暮らせるまちづくりにつなぐことを目的に実施するものでございます。

事業者は採算が取れるでしょうかという御質問でございますが、こうしたニーズに行政だけで十分な対応は困難であるため、広く取組の提案を募集し、選定事業者に対し事業開始に要する経費の一部を補助し、円滑な事業展開を後押しする事業でございます。また、運転資金の補助は一切行いません。

事業者は、採算がとれるかとの御質問でございますが、事業開始後はあくまでも事業者において営業努力をしていただくことになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○4番（井上正旦君）

この事業は5年間の事業継続が義務づけられ、契約の不履行があれば補助金の返還となります。業者にあっては割の合わない事業だと思うのですが、确实なところ、この事業にどなたが名乗りを上げられていますか。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

この事業にどなたが名乗りを上げられましたかということですが、先日の全員協議会だと思います。そちらでも御説明いたしました。

町内において買物弱者に対する取組を実施する事業者を募集したところ、応募は株式会社Aコープ九州の1社で、移動販売の提案がございました。その後、プロポーザル審査委員会にて株式会社Aコープ九州を事業者として選定しております。

先日の説明にもなりますが、当初、私のちょっと知り合いのスーパーの方にこういった事業はないでしょうかということで、その社長さんもわざわざ来られて説明を受けて、そして、こういった事業に名乗りを上げる方が、公募したところ、2業者が手を挙げられました。そ

して、現在、Aコープ九州の1社で、「とくし丸」というところで対応するようにしているところがございます。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○4番（井上正旦君）

業者が決まったことですから、言いたくはないのですが、今現在、町内で移動販売事業をやっておられる方は、私の知る限り2名とっていますが、この方たちに週2回どこどこを回ってもらえないかと相談していれば、この事業もお安くできて地元業者さんの売上げにも貢献できたのではないのでしょうか。

私は、行政の堅苦しい言い回しが今回の結果になったように思いますが、これから先いろいろな事業においても、小さな業者さんの負担とならないような言い回しで公募してもらいたいと思います。

特に事業の継続と補助金の返還は零細の事業者には重い負担としか映りません。今後再考されますようお願いいたします。

次に、公営学習塾についてお伺いいたします。

今回、公営学習塾が3年間で公費129,800千円で実施されます。玄海みらい学園との関係はどのようになるのでしょうか。

塾と言えば、皆さんは進学のための塾を連想すると思うのですが、学校では、今でも学習指導員の方々がおられますが、何ら学力向上に寄与しているようには見えません。今後学習塾はどのような位置づけとなるのでしょうか。

○議長（上田利治君）

中島教育長。

○教育長（中島安行君）

公営学習塾事業と学校との関係についての御質問に対し御答弁申し上げます。

令和3年4月から玄海町公営学習塾九大進学ゼミ玄海校がスタートします。開校に当たっては、町民会館を利用し、2人の教師が玄海校に派遣され、学習が行われます。

九大進学ゼミ玄海校の指導の特徴は、玄海みらい学園で使用している教科書に準拠したテキストを使用し、玄海みらい学園の学習内容に沿った授業が行われます。

具体的には、教科書の例題に載っているような基本問題による地域理解力の育成、読書に

よる読解力の育成、作文などによる表現力の育成、文章問題や図形問題などによる思考力、判断力の育成までカバーした内容となります。

さらに、中学生では、玄海みらい学園で行われる定期テストに合わせて、九大進学ゼミ独自の専用問題集を使った定期テスト対策が行われます。定期テストで出題頻度が高いものを中心に学習しますので、無理なく無駄なく効率的に定期テストへの準備をすることができます。

一方、玄海みらい学園でも学力向上対策に取り組んでおります。その1つが、県の教育振興課から研究指定を受けている小中連携による学力向上推進地域指定事業です。事業では、全教科領域において子供たちと、めあて、まとめ、振り返りの3つの流れを徹底しながら学習を進めています。また、基礎的、基本的な力を育むためになぞなぞやクイズ、ブロック遊びなどの学習コーナーを校内に設置するとともに、タブレットを使って読解力を高め、思考力、判断力の育成を目指したドリル学習や自主学習に積極的に取り組めるよう展示コーナーを設置し、児童・生徒が学ぶことの楽しさを味わえるように場を設定するなど学習を進めています。

家庭学習においても、保護者と連携した家庭学習の定着を図っています。具体的には、子供たちが学ぶ意義を感じながら、自ら学習に取り組むように自学ノートに取り組ませたり、月1回のノーテレビ、ノーゲームデーなどに家族と一緒に取り組んだりしております。

学力向上対策の2つ目として、前期課程に4名、後期課程に2名の合計6名の学力向上支援講師を町で採用し、配置しております。この学力向上支援講師というのは、文字通り、児童・生徒の学力向上を目指し、前期課程では国語と算数、後期課程では英語と数学を中心につまづきやすい学習内容の確実な習得を図ります。そのために、担任や他の教員と積極的に連携し、児童・生徒の基本的な学習習慣や生活習慣を定着させ、児童・生徒の学力向上を図っています。

また、より効果的な指導となるよう多様な指導形態、指導方法等を工夫改善して授業を展開しています。例えば児童・生徒の発達段階等を考慮しながら、習熟度別指導の少人数授業を実施したり、担任と学力向上支援講師の2人で授業を行うチームティーチング授業を行ったりと、より効果的な指導が行えるよう工夫しております。

このように、玄海みらい学園でも様々な学力向上対策に取り組んでいますが、玄海みらい学園は公的な教育機関ですので塾と異なることがあります。それは知・徳・体のバランスあ

る成長を図るため、学力向上以外の生徒指導、道徳指導、保健指導などの側面も担っています。

以上、公営学習塾と玄海みらい学園、そして教育委員会の3者が連携を密にし、官民一体となって、さらなる学力向上を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○4番（井上正旦君）

子供を預けている父兄さんからすると、学校のカリキュラムを超えた授業になるのか、授業が分からない生徒の補足的な指導になるのか関心のあるところですが、どのような科目が主に学習塾で教えられるのでしょうか。

○議長（上田利治君）

中島教育長。

○教育長（中島安行君）

どのような科目を主体的に教えるのかの御質問に対し御答弁申し上げます。

先ほども述べましたとおり、公営学習塾は、町民会館で行い、授業料は税込みで1人当たり月額3,300円となっております。

玄海みらい学園に通っている児童・生徒と町内在住で町外の学校に通う児童・生徒を対象としております。

九大進学ゼミの学習コースは3つあります。1つ目は、前期課程の児童が通う4・5・6年生コースです。このコースでは、40分授業を1日に2こま行われます。4・5年生は、水曜日と金曜日、6年生は月曜日と木曜日の週2回ずつあります。指導教科は国語と算数の2教科です。

2つ目は、後期課程の7年生と8年生の生徒が通う7・8年生コースです。このコースでは、40分授業を1日に3こま行います。水曜日と金曜日の週2回授業が行われ、土曜日は希望者に個別指導が実施されます。指導教科は国語、数学、社会、理科、英語の5教科となっています。

3つ目は、後期課程の9年生が通う9年生コースです。このコースでは、40分授業を1日に3こま行います。2学期以降は受験対策として1日4こまになります。月曜日と木曜日の

週2回授業が行われ、2学期以降は土曜日も追加されます。また、7・8年生コースと同様に、土曜日には希望者に対して個別指導が実施されます。指導教科は国語、数学、社会、理科、英語の5教科となっています。学習内容については、先ほども申し上げましたとおり、玄海みらい学園で使用している教科書に準拠したテキストを使用し、玄海みらい学園の学習内容に沿った授業が行われます。

以上です。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○4番（井上正旦君）

私も公開説明会を聴講しましたが、あまりにも冒険をしない、平均的な子供で終わらせる塾と感じました。私は俗に言う飛び級制度をつくるぐらいの特色ある学校で学校を変えて、よそから生徒が押し寄せてくるぐらいの改革になってほしいと思っておりましたが、公立学校では無理なんでしょうか。私は今回の事業で玄海みらい学園が他校にない特色ある学校に変わってほしいと思っておりますが、できますか。

○議長（上田利治君）

中島教育長。

○教育長（中島安行君）

特色のある学校に変わってほしいという御質問に対し御答弁申し上げます。

井上議員が御指摘の特色ある学校の例として飛び級制度が上げられましたが、実は日本でも法律的には飛び級制度は可能です。学校教育法や学校教育法施行規則には、特定の分野について特に優れた資質を有する学生が高等学校を卒業しなくても大学に行く、大学を卒業しなくても大学院にそれぞれ入学することができると明記してあります。しかし、公立の義務教育段階での飛び級制度はございません。

各学校における特色ある学校づくりについては、平成8年の第15期中央教育審議会第1次答申によって提唱され、平成10年の教育課程審議会答申で、各学校において創意工夫を生かした特色ある教育課程を編成実施し、特色ある学校づくりを進めていくことが特に求められるとされました。特色ある学校づくりが今必要となっている背景には、日本の社会の大きな変化があります。具体的に言いますと、今、日本の社会は、国際化、情報化、科学技術の発展、環境問題への関心の高まり、そして少子高齢化社会の到来など大きく変化しつつありま

す。そのような世の中の大きな変化の中で、たくましく生きていく人材を育てるためには、豊かな人間性を育むとともに、一人一人の個性を生かして、その能力を十分に伸ばすことが必要となってきます。

一人一人の個性を生かす教育を行うためには、学校の教育全体を児童・生徒の個性を生かせるような創造的で柔軟なものにしていく必要があります。言い換えれば、特色ある学校づくり、特色ある教育活動を進める必要があります。

玄海みらい学園では児童・生徒や地域の実態等を十分踏まえ、総意工夫を生かした様々な特色ある教育活動を展開しております。例えば総合的な学習の時間に海洋教育に取り組んでいます。海辺の生き物を調べる活動やタイ養殖の見学など玄海町の海に親しみ、海の生き物に触れながら、見つけたことをまとめる活動や、海洋ごみや、玄海町の海の水質について探求活動を行うといった資源や環境を生かした事業を行っております。

また、全ての児童・生徒が毎日通学したい学校になるよう、子供たちに魅力のある授業を実施したり、児童・生徒一人一人にきめ細やかな授業ができるよう30人学級を全学年で編成したりしています。ほかにも、義務教育学校の特徴を生かした体育大会や文化発表会などの合同開催や1年生から9年生までが交流する異学年の縦割り掃除や縦割り遊びなどにも取り組んでいます。

また、保育園から英語教育に力を入れ、オーストラリアのコロワルスクールとの交流や西南学院大学などの留学生との交流、中学生海外派遣事業など玄海みらい学園独自の取組も行っており、一人一人の個性を生かした生きる力を育む教育を実施しております。

このように、特色ある学校づくりを進めていますが、このたび公営学習塾ができることにより、玄海みらい学園が公営学習塾と教育委員会が連携しながら一層特色ある学校として発展していくよう努力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○4番（井上正旦君）

教育長には玄海みらい学園の発展に一層励んでもらいたいと思います。

話は変わりますが、町長に質問いたします。最近特に学校に通わせている父兄さんであれば感じられていると思いますが、著しい児童数の減少は学校存続の危機感さえ感じざるを得

ないとのこと。毎年話題には上がりますが、子供の出生率の減少対策としてどのようなことを町長は考えてあるのか、ちょっとそのお話をさせていただければと思います。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

先ほどの御質問ですが、まず、出生率の減少対策はの御質問に対して御答弁申し上げます。

井上議員がおっしゃいますように、出生率の低下は本町だけではなく全国的に対策が必要な課題となっており、国もあらゆる対策を行っているところであります。

本町におきましても、出生率の減少は人口減少に直結していることから、少子化対策としまして、子育て支援や定住政策に力を入れているところでございます。

まず、子育て支援でございますが、保育料につきましては、国の基準額より低く設定し、さらに多子世帯への軽減措置を講じております。無償化の開始に合わせて副食費についても無償化とする独自の負担軽減策を行っております。

また、出生祝い金につきましては、新生児の出生を祝福し、次代を担う子供たちの健やかな成長と福祉の増進を図ることを目的に、平成27年度から支給しております。

さらに、子供の医療費助成につきましては、令和元年より対象者を中学生から18歳まで拡充し、子供の疾病の早期発見と治療を促進し、もって、子供の健康の保持、増進を目的としまして助成を行っているところでございます。

次に、定住促進の施策につきましては、玄海町定住促進奨励金としまして、町内における住宅新築者や住宅購入者等に対しまして一定額奨励金を支給し、また、空き家の有効活用と定住人口の増加に向けた施策として空き家バンク制度を設立し、空き家バンクに登録された物件を対象とした空き家のリフォーム補助金等、町外からの転入促進と町民の定住化を図ることを目的として行っているところでございます。今後の施策としましては、宅地造成などを検討してまいりたいと考えております。

また、令和3年度からは、新婚世帯の住宅資金の補助や結婚相談所の入会金等の補助、独身者の交流の場の推進事業を新たに開始し、若い世代の結婚に向けた支援にも力を入れていく予定としております。今回の予算に入っておりますので、議会の御承認が受けられればこういった施策をだんだんとしていきたいと思っております。

総合計画の基本理念にもあります人と自然が織りなす笑顔あふれる玄海町を定義とし、今

後も引き続きこのような子育て支援や定住政策に力を入れ、住みやすい町を目指して取り組んでいきたいと考えております。

先ほど申しましたように、やはり子育て世代が住みやすい環境をつくっていくのが一番大事だと思っております。そのためには、定住促進、また就業、雇用とか、そういったものが必要かと思っております。そういった意味でも産業振興、先ほど申しましたけど、玄海町みんなの地域商社等、第1次・2次・3次産業の方々の収益が上がるような対策をして定住に力を入れたいと思っております。

また、質問にもありました著しい児童数の減少は学校存続の危機感さえ感じ得ないのとお話しされております。

先般、産経新聞を読んでおりましたら、北欧のフィンランドですね、フィンランドは20人学級を導入して学力向上があったと聞いております。玄海町の人口も子供たちがいっぱい増えて欲しいと思っておりますが、今の状況では、やはりクラス編成も難しくなってくるような状況だと思っております。これは今から考えていかなくちゃならないことですが、海外事例ですね、北欧はそんなふうな対応をされておりますので、20人学級等も考えて、できるだけ子供たちが勉強し知識を自分の中に取り入れて、玄海町が私たちの後の世代の人たちも町を発展させるような人材ができるようになればいいなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○4番（井上正旦君）

せっかく立派な玄海みらい学園があるわけでございますので、児童数の減少というのは非常に残念なことでございますので、この対策をぜひ取ってもらいたいと思います。

次に行きます。次に、温泉パレアについてお伺いします。

町では、一昨年でしたか、温泉パレアの湯量の減少を危機的状況と判断され、早期の温泉の湯量を確保すべく源泉確保のため3億円のお金をかけ掘削事業を実施されました。しかし、結果は残念ながら惨敗、私たちも地中深く掘れば何がしかの温泉の水脈に当たると聞かされていまして、残念でたまりませんでした。いろいろな批判もありましたが、パレアの現状として、また、今後の大きな課題として湯量の減少は否めない事実でありますので、今回の失敗をよき教訓として緻密な地層探索の下、枯渇と至らないうちに再度温泉源泉確保のた

めの挑戦をしてもらいたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（上田利治君）

暫時休憩します。

次の会議を1時10分から再開します。

午前11時54分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

井上正旦議員のパレア温泉源泉掘削は再開しないのかの御質問に対し御答弁申し上げます。

玄海海上温泉パレアは、平成16年4月に開館し、17年間運営してまいりました。開館当初は平均湯量で毎分60リットルあったものが年々減少し、現在、毎分43リットル程度まで落ち込んできております。

また、平成25年9月には源泉ポンプの故障により13日間の休館及び10か月間の沸かし湯での営業を行い、御利用の皆様には大変な御迷惑をおかけしましたところであります。

このようなことから、現在の温泉が出ているうちにもう一本源泉を掘削し、湯量の確保を図り、皆様の健康、福祉の増進と地域の観光、福祉、レクリエーションの施設の拠点となれるよう、平成30年度におきまして、町民会館、柔剣道場横で玄海町温泉掘削事業を実施したところでございます。

しかしながら、この温泉掘削工事では、目標を毎分60リットルとしておりましたが、毎分10リットルの湯量しか確保することができず、平成31年度から温泉関連工事につきましては見送ることになり、その後も温泉掘削につきましては検討を続けてまいりました。

牟形源泉についても再検討を行いました。深さが430メートルしかなく、管の直径も120メートルまでが23センチメートル、120メートルから430メートルまでが7.8センチメートルとなっております。これは平成30年度に掘削した際は約500メートルまで約35センチだったことに比較すると非常に口径が小さく、この源泉を利用してさらに深く掘削していこうと考えた場合、新たに掘削する場合と同程度の費用が必要であることが判明しました。

さらに、平成26年度、成分分析調査において、フッ素イオンやメタホウ酸が温泉法基準値

をわずかに超えている状況のみであることに加え、温度が22.9度しかないため、この源泉を利用するのは困難であるとの結論に至りました。

今後につきましては、玄海海上温泉パレアの安定した運営を目指し、皆様の憩いの場になれるよう協議、検討を引き続き行ってまいりたいと思います。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○4番（井上正旦君）

私自身も湯量の減少は一刻の猶予もできない問題だと思っております。町民の皆さん、特に高齢者の方はパレアの温泉を楽しみにしています。皆さんに迷惑がかからないよう早期の源泉確保のプロジェクトを立ち上げてもらいたいと思います。

次に、コミュニティバス事業についてお伺いいたします。

今、小型2台と大型1台の合計3台で巡回していますが、年々利用者が減少がみだど伺っております。

私自身、3日間乗車をさせていただきました。運転手さんのお話でも、現在の利用状況は開始当初からすると玄海町の人口の減少と比例するように利用するお年寄りの方も減少しているということです。また、現状は、利用者は固定した乗客がほとんどで、私が乗車したときも病院とパレア、まいづるへの買物ということで乗車されていました。利用度は、週1回から2回と言われておりました。どの車も閑散とした状況で、空気を運んでいるほうが多かったように思います。

確かに、一時期は3台が必要な時期があったかもしれませんが、今回特に問題なのは大型マイクロバスのランニングコストであります。あまりにもかかり過ぎるとの声があります。リットル3から5、毎日40リットルもの高いガソリンを給油しなければならない、こんな高いコストがかかる車を走らせている町があるでしょうか。世間一般の常識では考えられません。大型車の年間の維持費は幾らになりますか。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

コミュニティバスの現状と近況を把握し見直しを、またコミュニティバスのマイクロバスの経費ということでございます。

初めに、コミュニティバスの現在の運行につきまして御説明させていただきます。

コミュニティバスは、交通空白地の解消や路線バスの不採算改善のため平成30年4月から誰でも無償で乗ることができるバスとして運行をいたしております。運行ルートにつきましては、昨年8月に改正をいたしまして、3地区、週2回の運行から主に千賀方面を回る北部ルートと、主に有浦方面を回る南部ルートの2つのルートにし、北部ルートは月曜日、水曜日、金曜日、南部ルートは火曜日、木曜日、土曜日の週3回に改正したところでございます。

運行に用いる車両につきましては、運転手を除く乗車定員9名のハイエースが2台と乗車定員21名のマイクロバスが1台あります。そのうちの2台で別々のルートを巡回し、残る1台につきましては、定員を超えた際に臨時で運行する予備車両としております。

なお、現在ルートを巡回している車両は、ハイエース1台とマイクロバス1台で、残るハイエース1台は予備車両として待機しているという状況でございます。

次に、コミュニティバスの利用状況でございますが、年度ごとの利用者数の状況は、平成30年度が5,817名、令和元年度が5,576名、令和2年度が令和3年2月末時点で4,439名となっております。

また、一日の平均の利用者数の状況は、平成30年度が20.2名、令和元年度が19.4名、令和2年度が令和3年2月末時点で16.9名となっております。

井上議員がおっしゃるとおり、年間の利用者数は減少ぎみでございます。特に本年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う外出並びに移動の自粛や、昨年の4月から5月にかけて玄海海上温泉パレアを臨時休館としたことで利用者数が大きく減少しておりますが、月ごとの利用者数の状況を見ますと、昨年度10月、11月、12月につきましては、過去2か年に比べ若干の増加という状況でございます。

井上議員御質問の大型車の年間の維持費でございますが、昨年8月に導入したマイクロバスの必要経費につきましては、8月からの実績を基に算出しましたところ、燃料費、点検整備料、保険料と約2,500千円ほど年間の維持費が見込まれる試算となっております。

全般的に、コミュニティバス運行の委託料は、昨年8月の改正による運行日数や距離の増加で燃料費や運転手にかかる経費等が増額している状況でございます。

以上です。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○4番（井上正旦君）

現場では、大型1台か小型2台の運行でやっていけるとの声も聞かれますが、いかがでしょうか。

私は思うのですが、行政において、福祉や教育の予算要求に対しては聖域のような扱いがあるように思います。玄海町はこれからずっと単独で行政運営をしていかなければなりません。儉約も心がけていかななくてはいけないと思います。先々苦しい財政運営をしていかなければならなくなります。

2月10日の佐賀新聞の紙面にも「原発立地市町村重荷に、公共施設維持に4兆円、玄海町では公共施設やインフラの維持管理など今後40年間で660億円を見込む」との記事が掲載されていました。

車の台数の減便についてはささいなことかもしれませんが、無駄の垂れ流しはいけないと思います。台数の削減は検討していただけますでしょうか。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

先ほども御答弁いたしました。現在運行している車両は、ハイエース1台とマイクロバス1台の2台で、残るハイエース1台は予備車両として待機しているという状況でございます。

昨年8月のマイクロバス導入前の状況としましては、原則1台で町内を巡回し、乗車定員を超える可能性のあるルートや時間帯においてハイエース2台で運行をしておりました。その点を踏まえ、マイクロバス導入後は乗車定員を超える可能性のあるルートにおいて、マイクロバスでの運行している状況でございます。

御提案いただきましたマイクロバス1台で運行する案でございますが、現在2台で運行するルート並びに時刻表としておりますので、それを大幅に見直す必要がございます。また、1回当たりの運行時間が現状よりさらに長くなり、運行回数の見直しの必要も出てくるのではないかと考えられます。

もう一つのハイエース2台にする案でございますが、バスの運行にかかる必要経費につきましては、井上議員御指摘のとおり、マイクロバスよりハイエースのほうが経費の削減になるかと思われま

ただ、現在、乗車定員を超える可能性のあるルートマイクロバスで運行しており、そのルートをハイエースで運行しますと、乗車定員を超える可能性がございます。仮に定員を超えた場合、待機中の予備車両による運行が必要となり、利用者の方にバス停でその車両の到着をお待ちいただくこととなります。

いずれの案につきましても、メリットとデメリット等がございますので、利用状況を見ながら利便性の向上や経費の面など検討を行い、見直しを図ってまいりたいと思っております。

また、インフラ維持管理の問題、財源の問題でもありますが、中山議員の御質問された公共施設やインフラの維持管理でも御答弁いたしました。平成30年度に策定した長期財政計画では、いましばらくは財政的に余裕がある状況でございますが、長期的な視点では、基金の取崩しや電源関係の交付金の段階的な減少で将来の財政運営は厳しくなると見込まれます。

公共施設等に限らず、コミュニティバスの運行についても、費用対効果やコスト面での見直しが必要であると認識しております。

バスの運転手の確保についてでございますが、まず、コミュニティバスの運行につきましては、指定管理者の玄海町社会福祉協議会と協定書並びに契約書を取り交わし、さらにコミュニティバス運行に係る計画書を定め運行しております。

その中で、乗務員については自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に基づき、必要人員を確保し、運行に支障が及ばないように配慮することと規定しており、受託者が運転手を確保することとなっております。

運行ルート等の見直しを行う際にも、受託者との協議を行い、運行業務に支障がないことを確認し、進めております。

次に、乗務員の確保や運行にかかるコストの現状を踏まえ、現在の2台での運行を1台とする減便に関する御提案についてでございますが、先ほども御答弁いたしました。1台のみで運行した場合、現在の運行ルート並びに時刻表を大幅に見直す必要がございます。また、1台のみの運行とした場合、必然的にルートが長くなり、場合によっては行き先に到着するまでの乗車時間が現在よりもさらにかかってしまうことが考えられますので、運行の減便と、それに伴う運行ルート等の見直しにつきましては慎重に検討していくべきだと考えております。

以上です。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○4番（井上正旦君）

また、別の問題として、現場の声として言われているのが、現在乗車される人も限定される中、毎日3人の運転手の手当は大変であり、運転手も高齢であり、余裕があるシフトを組みたくても組めないとの声があります。見直しは悪いことではありません。定期的な見直しは大事なことだと思います。

さっきの減便ですけど、減便の声として聞かれたのは、残してもらえらるならランニングコストは高いかもしれませんが、乗り降りしやすいステップ付きの大型のマイクロバス1台を運用してもらいたいということでした。

現場も利用者も必要ないと思ったときは思い切って減便をすべきじゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

先ほども申しましたが、次に乗務員の確保は運行にかかるコストの現状を踏まえ、現在の2台での運行を1台とする減便に関する御提案についてでございますが、1台のみで運行した場合、現在のルート並びに時刻表を大幅に見直す必要がございます。また、1台のみで運行した場合、必然的にルートが長くなり、場合によっては行き先に到着するまでの乗車時間が現在よりもさらにかかってしまうことが考えられますので、運行の減便とそれに伴う運行ルート等の見直しにつきましては慎重に検討していくべきだと思っております。先ほどと同じような答弁になるかと思っております。

今後、コミュニティバスの運行に関しましては、ほかにもいろいろ運行の仕方、例えばデマンドバスとかいろいろありますので、今後状況を見ながら、どの方法が一番いいのか、そういったところを検討しながら対応していくべきであると、今感じておるところでございます。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○4番（井上正旦君）

最後に、利用者の声として、病院行き、パレア行きの直通の便があればいいかなと思いましたが、私が北部の便に乗車したときも、外津から田淵病院まで1時間かかりました。

南部の便でも、石田から乗られた方も田淵病院まで1時間、利用者の方はこれじゃ唐津までと同じ時間だねと言われておりました。利用者の声をもっと反映させてほしいと思いました。

今回、4項目の質問をいたしました。どれも身近な問題で、あまり関心がいかないかと思いますが、現状をよく把握し、検討していただければと思います。

これで終わります。

○議長（上田利治君）

以上で井上正旦君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後1時29分 休憩

午後1時40分 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。9番岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

久しぶりの一般質問ですので、やや緊張しております。今回の一般質問は、仮屋湾、主に津賀根地先の漁場再生と三島公園周辺の再開発を考える上で、有浦川の河川改修も関連性があると考え、一まとめにして質問をいたします。

私たちが住む東松浦半島、通称上場台地と言いますが、県内でも温暖で最も降水量が少ない地域であります。地質的にも保水力が小さく、地形上、河川の発達に乏しい地域であり、常襲の干ばつ地域でありました。水不足は生活用水にも事欠き、近代的な農業経営確立に大きな障害でありました。また、この地域は、石炭の産地であり、石炭産業が経済を支えていた時代もありました。昭和32年末に炭鉱の数は63鉱を数えたが、30年代後半からエネルギー革命の波にのまれ、閉山が相次ぎ、経済的にも変革を余儀なくされました。

上場地域の主幹産業である農漁業の1次産業復活の道として、「上場に水と道路を」のスローガンの下に、昭和48年から国営総合かんがい排水事業が始まり、松浦川揚水機場、後川内ダムほか3つのダム建設や、各地区に導水するための用水路、農用地の造成、そして県営事業では、末端施設及び区画整理等の基盤整備を行い、平成14年には藤ノ平ダムの完成を見、平成18年には上場開発が事業完了し、大変有意義な事業で、上場地区住民にとって生活向上に大きく貢献しております。

しかし、物事には必ず光と影があり、この事業により、海には川を伝い大量の土砂や流木が流れ込み、仮屋湾に堆積し、漁業には大きな被害もありました。目に見える分では津賀根地先です。優良な漁場でした。昭和60年頃までは京泊や大鶴への渡し船が運行し、金の手の橋のたもとから発着をしていた。潮が引いたときには津賀根地先に石積みの歩道を造って100メートルぐらい沖合まで出ていましたが、そこで乗船しておりました。普通の潮のときは金の手の橋のたもとで乗船をして、しかし今では、土砂の堆積により、干潮時は向こう岸まで歩いて渡れるような状態になり、漁業どころか、アサリ貝の採取もできなくなった。この状況は、上場開発の負の部分であろうと思います。漁場の再生と有浦川の河川改修は一体と考えますが、堆積した土砂の除去と量はどれぐらいあると推定されるか、町長にお尋ねいたします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

岩下孝嗣議員のどれぐらいの量と推定するのかの御質問に対し、御答弁申し上げます。

上場開発は、国営総合かんがい排水事業上場地区として昭和48年度から平成4年度まで実施され、農業用の基幹となる水利施設を中心に田畑の基盤整備を行い、農業の振興を推進するために実施されたところです。また、藤ノ平ダムは、国営基幹かんがい排水事業上場2期地区として平成2年度に着工し、平成14年度に完成、その翌年から利用されております。上場開発により整備された施設は、当時計画で約5,230ヘクタールもの田畑を受益として建設されておりますが、このうち藤ノ平ダムは現在も約1,200ヘクタールの受益面積を潤すための農業ダムとして利用されております。また、藤ノ平ダムは有浦川の上流に位置しており、ダムに流入する流量を下流に放流しておりますが、ダムで一時的に貯水した水と田畑で利用された後の農業用水は、最終的には仮屋湾へと流れていっております。議員御指摘の堆積している量は、調査を行わなければ推定しかねますが、以前は先ほど議員が申されましたように、渡し船等の航路にもなっておりましたが、仮屋湾の有浦川河口の広い範囲には、潮が引いたときには目視で確認できるほど有浦川から流れ込んだ砂や泥が堆積しておる状況でございます。まことに申し訳ありませんが、堆積している量はちょっと調査をしなければ分からないというところです。

以上です。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

午前中に宮崎吉輝議員の質問の中に河川改修についてはありましたが、重複する部分もあるかと思いますが、質問を続けたいと思います。

河川改修ですが、川を伝って仮屋湾に流れてきた土砂ということはお互いが皆が承知しておるところでございます。その河川改修の仕方ですが、2月16日でしたか、土木事務所の説明会がありました。これは県が国に計画を上げる上での住民説明会だと思います。これは一応アライバイをつかった上で計画を立てるための一つの作業だと思いますが、その中では、具体的な策は何も示されませんでした。もっと具体的にどういう形をするのか、土砂の掘削はどうするか、川幅はどうするかということが示されるかと思いましたが、全く具体的には今はまだ答えられませんというような返事ばかりで、なかなか住民の方も納得いく説明会ではなかったというふうに私は考えました。

川幅を2倍にするということは明言されましたが、私としてはどの地区をするのか、河口に向かって左岸、右岸、左岸のほうになれば諸浦地区の集落があります。右岸のほうには通称浦川という、昔からのある地域ですね、それが今10軒ぐらいありますか、どちらのほうの川幅を広げるのか。その川幅を広げるにしても、堆積した土砂を除かねば、渇水期の水量は保てないのじゃないかというふうに思いますが、どのような仕方をされるのか。そしてまた、住民説明会をする前に、町にはそういう説明は今までなかったのかということ、今2点お尋ねしてみます。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

河川改修工事の中に川幅のどのような拡張をするのか、そういった件についての質問に対して御答弁申し上げます。

このことにつきましては、先ほど宮崎議員の御質問での答弁と重複する部分がございますが、現在、佐賀県では有浦川の河川改修の事業化に取り組まれておりまして、議員も出席されていたと伺っておりますが、去る令和3年2月16日に有浦川水系河川整備計画に関する説明会が住民の皆様を対象に玄海町町民会館で開催されたところでございまして、有浦川水系

河川整備計画、原案についての説明がありました。

整備計画策定の背景といたしましては、これまで有浦川では、たびたび洪水が発生し、昭和47年7月の梅雨前線豪雨、昭和55年8月の台風豪雨による洪水被害が発生しておりまして、特に平成2年7月の梅雨前線豪雨では役場周辺で氾濫が発生し、床上浸水32戸、床下浸水87戸の家屋被害が発生しました。

このような状況を受け、被災箇所に対する災害復旧は行われてきましたが、抜本的な治水対策事業については未着手のままでした。このため、今後の河川整備の目標や実施内容等を定めた河川整備計画を策定されることとなりました。計画の対象期間はおおむね30年を予定されており、今後の状況変化や新たな知見、技術の進捗等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うこととされています。洪水等による災害発生防止や経験については、学校橋を基準地点として、おおむね30年に1度の確率で発生すると予想される洪水、毎秒270立方メートルの水を安全に流下させることを目標とされています。本計画での工事の施工区間は河口から新長倉橋までの延長2.1キロメートルの区間です。この区間について浸水被害を改善するため、河川の流下能力を向上する河川整備が行われる計画となっております。

議員御指摘の河道の拡幅はどのくらいになるかについてでございますが、例えば、旧有徳小学校前の学校橋付近では、川幅が先ほど申されましたが、現在の倍近くになるのではないかと思いますので、現在の河川護岸を大きく変えるような建物の移転等も伴った比較的大規模な計画になることが予想されます。

また、河床の掘削はするのかについてでございますが、先ほど申し上げました住民説明会の質疑の中で、県から回答されていますが、大雨のときなどに流れてきて堆積した土砂をしゅんせつできないかの要望があることは県でも承知されておりまして、河川整備計画の策定に当たっては、漁業面や環境面に影響を及ぼすおそれがありますので、今後、学識経験者の意見をいただきまして検討するという前向きな回答をいただいておりますが、現時点では具体的な内容は決まっておりません。

また、先ほど質問されました川の右岸か左岸かということですが、基本的には右岸側のほうの拡張に、山のほうの拡張になるのではないかと考えております。県のほうからは詳しい説明というのはまだされておりませんが、ある程度こんなふうな感じになるだろうという予測程度の説明しかありませんので、今後私たちもその点につきましては、町の要望、また家屋の移転等もかかってきます、多大な経費もかかってくるでしょうし、そういった面では県

のほうと話をしなくちゃならないと思っておるところでございます。また、先ほど宮崎議員の答弁でも申しました住民さんにもある程度の説明をずっとして行って、納得していくような形の説明ができればいいなと思っております。2月16日の説明会においては、やはり皆さん納得されず、御不満な説明会ではなかったのかなと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

先般の2月16日の説明会では、住民は全く納得されずに、区長さんも質問されておりましたし、最後にはこういう説明会なら来なければよかったと言って怒って帰られた人もおられました。先ほど町長、雨量が洪水のときに毎秒270立方メートル、毎秒270トンですね、1時間当たり幾ら降りますというようなとき、どういうときに当たるんですか。これは30年に1度の確率で発生するというふうに想定されておりますけど、平成2年ですか、そのときに床上、床下浸水、大被害があったときには、どれくらいの降水量があって、どれくらい続いたのか。毎秒270トンの水を安全に流下させるというのがちょっと文章だけでは分からないんですけど、どのような降水量を想定したらいいんでしょうか、それは分かりますか。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

有浦川の氾濫予測ということで答弁させていただきます。

氾濫予測は、平成25年度に防災マップを作成するときに実施しております。予測に用いられた条件は、平成2年7月降水時の雨量データで、24時間雨量が298ミリ、約300ミリですね、時間最大雨量58.2ミリでございます。ちなみに、気象庁が令和2年5月に発表した玄海町の50年に1度の48時間雨量は496ミリ、3時間降水量は148ミリとなっておりますので、この50年に1度の48時間、3時間降水量とすると、約倍ぐらいのデータで厳しい条件で予測していると想定されます。それが270トンの流下が必要だということの想定だと今考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

50年に1度ぐらいの大雨でも、毎秒270トン流下する分は今度の計画では消化できるというふうに捉えていいですか。この前の説明会では、納得した人は少なかったと思います。それで、事業は2級河川は県の運営ですので県がやりますが、今年度に原案を策定して計画案を来年度、令和3年度につくるわけですね。計画案を策定して国に上げて承認されれば、それから変更するという事は非常に困難だと思います。事業は県がやりますが、利用するのは玄海町民ですね。洪水があった場合に一番被害を受けるのは、この諸浦地区の方たちですけど、それによりまたいろんな周りの人も被害を被るわけですが、そういう洪水が起こらないようにどうしたらいいかというのは、町民の現場の意見を十分に町は捉えて、県と協議をした上で国に計画を上げてもらいたいというふうに考えるわけですよ。当然だと思いますが、計画を国が承認した後では、恐らく変更は非常に困難だと思いますので、計画を上げる前に県と何回でも折衝をして、そのときの説明会のときに、私は町議会とも懇談会を持ちますかというふうに聞いたら、いや議会とは持ちませんが、町とは話し合いをしますということでしたので、町は町民も巻き込んで、いろんな要望が全て通るとは思いませんが、要望を聞いた上で国に計画を上げてもらいたいと、そういうふうな段取りでいってほしいと思うんですが、その点はいかがですか。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

答弁が少し長くなるかもしれませんが、説明がちょっと前置きが長くなるかもしれませんが、有浦川水系河川整備計画の策定については、佐賀県におきまして、河川法に基づく手続を段階的に国土交通省との協議を経ながら策定するとされております。今年度は、河川整備計画原案を策定され、令和3年2月16日に住民説明会が開催されました。その後は、学識経験者等の意見を聴取し、今年度に河川整備計画を策定される計画となっております。これは議員が申された内容の重複であります。また、来年度以降は、関係各機関との協議を経て、関係市町村長からの意見聴取を行い、その後、国へ計画の申請をされることとなります。国の認可が下りましたら、計画策定完了となり、その後、事業化が検討され、予算要求を経て事業化となります。計画の対象期間は、おおむね30年とされておりますが、事業のスケジュールにつきましては、先日の住民説明会の質疑の中でも県から回答されておりますが、令和3年

度から各種調査や測量に取りかかるということ以外、具体的な内容については申し上げられないということでもあります。具体的な説明をするためには、そういった様々な調査などが必要であり、調査には期間を要するため、まだ申し上げることができないのが現状とのことでございました。

先ほども宮崎議員のときに答弁しましたが、県にお聞きしたところ、今後、県におきましても、スピード感を持って整備計画に取り組んでいただけるということですので、本町といたしましても、県と協力し、住民一体となったまちづくりに取り組んでまいりたいと思っております。また、内容等につきましても、県から住民説明会をされる前に、またこちらのほうにも内容説明等にも来られると思っておりますし、いろいろやり取りもあると思っております。その中で、住民さんへの説明、また聞き取り、また議会の皆さんへもその内容等について説明等はしていきたいと思っております。その件につきましても、県はやぶさかでないようなお話は担当が聞いておるところでございます。

以上です。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

住民に対して説明するのは当然だと思います。その説明をするのに、河口に向かって右岸側のほうに広げるとなれば、立ち退きする家屋も出てくるでしょうし、そういう方たちには当然その説明の前に、そこだけじゃなく意見も聞いて、どういうふうにしたらいいか、それを町がまとめて県と協議をして、その計画の中に組み込んでもらう。そういう形が住民参加の事業じゃないかというふうに思うんですよ。住民はお互いに素人ですから、科学的な根拠とかはなかなか持ち合わせませんが、ふだん生活をする上では、こうしたらいいんじゃないかという科学者とは違ったまた見方があると思います。だから、十分に住民の意見を聞いて、それを町がまとめて県と協議をし、国の計画に入れてもらうという形にしてもらわなくては、先日の2月16日の住民説明会では、とてもそういう雰囲気ではなかったですね。ただ分かりません、今は具体的に言われませんと言うだけで。だから、余り長くそういう協議をしていったら、事業進捗が遅くなるので、それも考え物ですが、その辺は町長、今年度でもずっと出発して結構ですけど、早く町民の意見、どういうふうにしたらいいかですね。川幅を広げるということは明言されましたので、それはどのように行くだらうというぐらいは言われ

ると思いますので、そういうふうにするべきだというふうに思います。

この件では、有浦川のことだけしか協議をしておりませんが、結局、川から海につながって、最後は仮屋湾へ注ぐわけですね。そして冒頭申しましたように、あの津賀根の地先、これは目に見える分です、干拓から400メートルほど菖津側に行ったところに大曾根という瀬があります。それをこの前、漁業者の方にソナーで見てもらいました。四、五十年前とどれぐらい埋まっているかですね。やはりこれは2メートルぐらい浅くなっているんじゃないかというふうな見方をしました。昔は魚群探知機で瀬の高さを見ていましたが、今はまた性能がよくなって、それで調査をしてもらったところ、それぐらいあの辺までは浅くなっているというふうな私たちの感じがしたわけです。津賀根地先は目に見えて、先ほど町長も言ったように、渡し船が昭和60年頃までは運行していました。しかし、浅くなってとてもそういう状況でもないし、またモータリゼーションの発達により、船ではなく車で通勤、通学、そのような生活をするようになりましたので、今、渡し船の時代ではありませんが、昭和60年代までは確かにそういうふうな形であったわけです。その津賀根地先、ここは優良な漁場だったんですね。今それを分かる人は、ここでは教育長のお父さんとか、副町長のお父さんだったら分かります。それと町長のいとこの波多君ですね、彼だったらどういうふうな漁場でしたということは答え切りますので、そういう調査もしてください。

そこまで漁場を復活してくれとまでは言いませんけど、せっかくならそこに堆積した土砂を有効に使って埋立てでもして海のオアシスみたいな、道の駅みたいな、そういう事業につなげられないかというふうに考えているわけですけど、昨年の当初予算で浜野浦の道の駅風な物販所、それには議会が反対をして、予算をつけることはなりませんでしたが、そういうふうな形の道の駅ならぬ海のオアシス、海の駅ですね、こういう施設は全国でも120か所ぐらい、原発立地地域でも五、六か所既に造ってありますが、その堆積土を利活用し、農水省、国土交通省の事業、あるいは原発立地地域の交付金あたりと絡めて活用ができればというふうに思って一般質問をするわけですけど、それについて、一つ一つ、まず仮屋漁協との調整もあります、その辺の考え方を町長にお尋ねします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

まず、仮屋漁協との話合いとかもあります、津賀根地先の堆積泥について答弁したい

と思っております。

以前は好漁場だったものが、今は先ほど申しましたように、砂がたまっている状況でございます。津賀根の地先につきましては、アサリの好漁場として平成6年度から平成25年度まで利用されており、平成16年度には26.2トンもの漁獲量がありました。アサリの最盛期には、仮屋漁協が潮干狩りとして入漁料を取り、開放されていた実績もあり、パレア周辺のにぎわいづくりと交流人口増の一翼を担っておりました。しかしながら、平成16年度をピークに徐々にアサリの漁獲量は減少し、平成26年度以降はアサリの保護を目的とし休業され、令和2年度現在、有浦川河口でアサリは漁獲できない状況となっております。

このようなことから、私も津賀根地先の堆積泥につきましては、何らかの対策が必要だと考えております。先ほど御答弁がありましたとおり、県も河川整備計画の策定に当たっては、漁業面や環境面に影響を及ぼすおそれがあるので、十分検討していくとの回答をもらっております。よって、河川改修工事の進捗と併せて事業の検討を行う必要があると考えております。この件に関しましては、県と十分協議を行い、事業を進めていきたいと考えております。

また、河川改修について、コンサルタントを利用して平成18年に調査等もしておられますが、しゅんせつするに当たり、魚類の養殖場などに影響を与える、そういったことも問題視されておりますので、漁師の皆さんに影響を与えないような対応はやっていくべきだと思っております。改修について、しゅんせつ等、そういったものについては、今後大事なことだと考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

前向きな答弁はいただいておりますが、実際どうするという事は、まだですが、まずはどれぐらいの土砂の堆積があるかということの調査は、これはすぐできると思いますので、これは早速やってもらいたい。その上で、さっき言った、その土砂をどうするか、その方法として、私はひとつ提案しておるわけですけど、それである海域を閉め切ってということをお私はある漁業者といえますか、友達に話したら、海を埋め立てるのは反対だ、やはり漁業をする者に対しては、海面をなくすということは、これは自分の生活の場をなくすことですので、しかし、今、埋まっている土砂を有効に利用する形だったら漁業組合も漁業者も理解ができるんじゃないかというふうに考えて私は提案をしております。

その方法として、松浦川の河口域の土砂の除去をしましたよね。ああいう方法で私は既に古川先生にお願いして調査をしてもらっておりますが、そういうものを取り上げてもらえるようなツールとして、やはり自民党の古川先生あたりに町長もお願いしたらどうかというふうに考えます。そして、あの津賀根の武谷造船所跡あたりに仕切って、その土砂を上げて、土地を造りというふうに考えておるわけですけど、それはすぐ行動をなさってほしいんですが、その辺はいかがですか、それは一つの方法ですけど、そして、そこに物販所あるいは先ほどから町長が言っている総合商社ですね、そういうところの本拠地を展開して広くやっていくという考え方で私は質問をしておりますが、その辺の調整をちょっとしたいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

堆積した砂泥を有効活用し、埋立地を造って道の駅等みたいなのを造ってみてはどうかということで、まず答弁させていただきます。

大変夢のある御提案をいただき、誠にありがとうございます。私も町長に就任して以来、人が集うようなにぎわいのあるまちづくりを目指し取り組んでいるところでございます。玄海町で観光地となるような場所は、浜野浦の棚田、玄海海上温泉パレア、「あすぴあ」などがございますが、その場所が目的地となるような観光拠点とは言いがたいのが現状ではないかとも思っております。玄海海上温泉パレアや三島周辺の海を活用する場合、例えば、三島様の三島神社あたりの西側の藤島の瀬を利用してジグザグ橋を造って釣りをしたり、藤島でキャンプをするなど、パレアや三島公園と連携して有効活用できないかと今まで考えておりました。

今回、議員から御提案いただきましたとおり、国道の海沿いの場所を利用し、道の駅のように地元の味を堪能できるレストランや新鮮な食材を購入できる農水産物直売所を造ることができれば、車で陸から、プレジャーボートで海から、どちらからでもアプローチできるマリンレジャー拠点として堆積した砂泥を有効活用し、埋立て整備することができるのではないかと感じました。しかしながら、埋立て許可については、非常にハードルが高いと聞いております。有浦川河川改修の状況を見ながら今度検討したいと思います。先ほど議員が申されましたように、例えば、松浦側、鷹島へ行くところが、そこも砂泥が堆積して、船の発

着がなかなか難しいということで、唐津市が古川先生にお願いして対応をなされております。そういったところも県で今、岩下議員が申されたと思っておりますので、そういったお願いもできないかとは考えております。ただ、私も詳細に詳しくは分かりませんが、なかなか埋立て許可というのがやはり難しいということを担当からも聞いておりますので、そこら辺のクリアをしていかなくちやならないのかと思っておりますのでございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

難しい事業だというふうに認識はしておりますが、今言っている事業は、港オアシス事業と言って、全国でも百二十何か所、平成15年からそういう制度があつて取組をしておるわけですけど、前、道の駅を玄海町にも造ったらどうかということを予算委員会が出たことがあります。しかし、道の駅はおおむね10キロメートル以上離れていなければ造ることができないというような答弁だったと思いますが、既に名護屋太閤市ですかね、あそこがあるから玄海町には無理だろうということでした。しかし、この港オアシスだったら、これができるんじゃないかと思って、これも道の駅と同じような機能を持つ制度です。既に呼子とか唐津はこの制度で造っておりますし、原発立地町では、先ほど言うように、川内、総務委員は本年度、薩摩川内に視察に行つて、甕島にフェリーで乗るところに行きました。そこが港オアシス事業で造った場所だったから頭に浮かぶだろうと思います。ほかに原発立地地域では、四国の伊方、それと福井県の大飯町、それに御前崎、青森県の大間、そういうふうに各立地地域にありますし、こういう土地を造つてやれば、この事業は簡単にではないでしょうけど、採用されると思います。

先ほど各課長に尋ねれば、難しいというふうなことは言いましたけど、河川改修は、また海と川とは違いますよね。うちでは河川改修はまちづくり課の担当になるでしょうが、海に入ってくれば農林水産課ですね。当然、国での対応も違うし、県も対応部署が違います。しかし、川から流れて海に来る。たとえ海のほうをしゅんせつしたとしても、また川から流れてくるんですよね。私たち玄海町において生活する者にとっては、海と川はつながっているんですよ。しかし、この役場の課長さんの間では、海は海、川は川、それこそ国があつて省益あつて国益なしというふうに縦のつながり、横の連絡、そういうもの、非常に不便なところを今呈して町長は非常に難しいと言うわけです。それをまとめてやるのがあなたの仕事だ

と思うんですよ。各課の担当課長が難しいからといって、これをやらないという方はない。こういうのをやってこそ政治だと思うんですよ。だから、海と川とつながった全く別のことを今一まとめにして質問をしておるわけですけど、そして、ほかのものにも有効に活用するというふうな形につなげていきたい。それは町長が意図するところだと思いますが、どのような進め方をやっていこうと思われるのか。難しいから先送りをして、この河川改修が30年かかるから、その中でぼちぼちやりましようだったら、私もあなたももう寿命はありませんから、そういうふうに悠長に構えておられる事業じゃないんですよ。せめてこの3年ないし5年でやり遂げるといぐらいの気持ちでやらんというのと、とてもまた民主党政権あたりになれば、こういう事業は全く採用されることはないと思いますので、今が頑張りどころだと思います。町長いかがですか。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

先ほど申された海のオアシス事業ですね、海のオアシス事業というのは、詳しく私もちょっと知っておりませんでした。ただ、今、私も思うのが、難しいということもありますが、やはり砂泥をそこに埋め立てて、その場所を造るということで、やはりそこに道の駅的なものを造るということが、本当にそこでうまくいくのか、観光に寄与するのか、地元産業に寄与するのか、そういったところもやはり調べなくちゃならないと思っております。大変そういったしゅんせつする泥を使って埋立てを造るということは、逆に言ったら一石二鳥的な考え方ですので、それは本当にいいアイデアだと思っております。

ただ、今の時点で私もそこまでは考えておりませんでしたので、この国道沿いにそういった施設を造るのかどうかということをもまずは調査、調べてみる必要があると思っております。例えば、棚田のところの地域総合商社等、人が集うような選定という計画も見ておりましたが、そういったものもそのときにも調査会社のほうにある程度、こういった事業ということで調査してもらっております。やはりいいアイデアだから、すぐそのままそこに造るとなると、やはりそこら辺はまずは計画等、その前の調査が必要だと思っておりますので、そういったところを加味しながら考えていきたいと思っております。

岩下議員が申されるように、こういった仕事をやるということは、やはり政治的な仕事だと思っております。もちろん各課の縦割りじゃなくて、それをまとめる例えば私の力も必要

だと思っております。また、30年という計画であります、実際的にはできるだけ早く河川改修というのは進めるような話もちよっと県のほうに聞いております。最終形が30年ということですが、その詳しいことも約どのくらいである程度の河川改修ができる、洪水が起きないようにできるということも詳しい詳細については、まだ県のほうから聞いておりませんので、そういったところも踏まえて、もちろん悠長に考えていってはいけません、そういったところも考えながら検討していきたいと思っております。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

大変難しい事業を一遍に3つも提示したというふうに思っております。返答も答弁も難しいと思いますが、河川改修を30年、その中で10年、20年単位でやっておっては、もう漁業者は立ち行かない。今ある津賀根の地先はもう漁場ではなくなっておりますよね。まず1番目に漁場としての回復をどのようにするのかというふうな質問の仕方をするべきでしたが、3つひっくるめて言いましたので、こういう質問の仕方にもなりました。

津賀根地先の漁場、あの堆積土の除去、これも1年、2年ではできないでしょうけど、その方法をまず一定有効に使える埋立地ができるんじゃないか。そうすれば、それを有効に使って海のオアシスと連携して、人を寄せる場所ですね、そういうものができるんじゃないか。そして玄海町に観光としてちゃんとした場所を造るなら、やはり仮屋湾の三島周辺じゃないかということは、前々から、これは町長も同じような考え方だと思うし、岸本前町長もそういう考え方を持って進めておりましたし、そして漁業組合を一つにして、一体として進めていこうというふうな構想もありましたので、その辺の観点からは、どういうふうに考えますか。有浦川の河川改修、30年の事業と別に話をして、津賀根地先の漁場の回復ということを優先してやっていけば、どのような考え方になるか、お尋ねをします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

漁場の再生、有浦川の復活もですが、その御質問に対して御答弁申し上げます。

河川改修も30年と言いますが、やはり私は予算の都合もあると思いますが、ある程度の大きな洪水にならないような対策をまずは県にできるだけ早めに、これがどのくらい、何年か

かるのかということもお示ししていただきたいと思っておりますし、ただ30年ということで私たちもまだよく分かっていない部分があります。もちろん、専門家の意見も聞かなくちゃならないと思いますので、県とそういった内容についても話をしたいと思っております。

津賀根地先の漁場の再生についても考えておまして、漁場の再生ですが、漁場の再生を目的として、漁場環境を改善するためにしゅんせつを行うことができる事業としまして、国庫補助事業の水産基盤整備事業のうち水産環境整備事業がございます。この事業は、水域の環境保全のために実施されるもので、堆積物の除去や底質改善のためにしゅんせつや耕うんなどを行うことができる事業となります。先ほども御答弁申し上げましたが、堆積量が推定できませんので、しゅんせつ等の事業量が定かではございません。有浦川河口の漁場環境は、有浦川からの流れ込みの影響を受けやすいため、しゅんせつによって漁場を回復した後、その漁場環境を維持するため、どのように管理するのかといったことを有浦川河川改修と併せて慎重に検討する必要があると考えております。

河川改修も必要ですが、議員申されますように、有浦川の河口ですね、そちらのほうの改修、しゅんせつ等、しゅんせつが先ほどコンサルタントの調査結果でいろいろ出ております。詳細にはちょっと今答弁できませんが、そういったところも見て、漁場回復はしていかなくちゃならないと思っております。河川改修と別に県ともその点については討議していきたいと思っております。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

河川改修とは別に漁場の改善は行うということですけど、私も前も一回言ったことありますが、岸本前町長の親父、岸本敏県議ですね、私が20代の頃、先輩から連れて行ってもらって、岸本先生と4人で自宅で酒をごちそうになっていました。そのときに、仮屋湾で養殖をするが、毎年夏になれば赤潮で困っております。これは仮屋湾の潮の流れが悪いからこうなるんだろうということで、仮屋湾の漁協の前から外海の雨ガ浦に樋道を掘って潮を還流させるような事業をしてくださいということを頼みに行きました。分かった、それはすぐ調査をしましょうということで、その返事が一、二か月後に、この事業はお金が70億円も80億円もかかる。その費用対効果がとても見込めないし、外海の潮の高さと湾内の潮の高さが、潮位差が余りないから、樋道を掘っても潮の還流は期待できないので、これはちょっと無理です

よという岸本先生から返事が来ました。それで対策はどうするかということで、それなら湾内の汚泥のしゅんせつをしようということで、調査費をすぐもうその年度内に県単独で30,000千円ぐらいつけられました。そしてその事業は2年後ぐらいに海底の汚泥を船に積み込んで、男女群島まで運んで、その事業費が3億円ぐらいだったと思います。当時はまだロンドン条約がなく、海洋投棄が可能な時期でしたから、男女群島まで行けば、その土砂、仮屋湾の汚泥を捨てることができましたんですね。

今回の場合はそれがどのように当てはまるか、また別ですが、そういうふうにする事業というか、これはもう岸本先生の力のたまものであったんだろうと思います。これこそ政治力であり、人のためになる事業なんですね。よそで既にこの海のオアシス事業も百二十何か所あるし、原発立地町村でももう5か所も6か所もある。そういうふうな事業をすぐ取り入れて、その漁場回復と両方できるなら、これからの観光産業の振興にも寄与できるなら、一石二鳥にも三鳥にもなる事業です。ふだんいろんな事業もありますけど、これこそ思い切り精力を傾ける事業だと思います。町長、いろんな佐賀県にも国会議員がおりますし、うちは原発立地町で、それこそ前の町長のときから国、県、国会議員でも自民党でも、いろんなツールがあります。そういうものを活用して事業をしていくべきだというふうに思いますから、いま一度答弁をお願いします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

私も町長になりまして、政治力を発揮するというのは、なかなか難しいところだと思っております。それはもう自分の力のなさだと思っておりますが、先ほどるる申されました雨ガ浦からの樋道とか、そういった計画があったのも、話知りませんでしたし、あと男女群島のほうに海洋投棄がまだできる時代にされたということも今聞いたところでございます。海のオアシス事業ですが、私も詳細にちょっとまだ知らない部分がありますので、そういったところも聞きながら、それと、原発立地町も先ほど申されました大飯とか伊方とか、いろいろされていると聞いておりますので、玄海町にとってその海のオアシス事業がどのように活用するのが一番いいのか、岩下議員が申されるように、津賀根地先ですね、そこら辺であるのかがいいものか、そういったものもちょっとまた私も今日、今すぐ返答等は難しいですけど、できるだけその海のオアシス事業をまず詳細にというか、うちの町でどんなふうにするの

か。そしてその場合、例えば、国会議員さんとかお願いとか、そういったところもどんなふうなやり方がいいのか、そういうことも考えながら、今後、検討していきたいと思っております。ちょっとそのような答弁しかできませんが、よろしくお願いします。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

国全体が少子高齢化による人口減少局面にある中、玄海町は県平均を上回る速度で人口減少が続いております。今後の地域や町の担い手となる若者や子供の減少は、町の将来にとって非常に深刻かつ大きな課題であります。玄海町はこれまで農畜産業や水産業等の第1次産業が基盤産業であったが、担い手不足や自然環境の変化、グローバル化による競争激化等により、現在は大変厳しい状況にあります。原子力発電所については、町民の雇用の受皿として、また宿泊や飲食、その他の関連産業に寄与し、町財政に大きく貢献しております。町にとってなくてはならない存在となっております。しかしながら、福島原発の事故以降、脱原発、再生可能エネルギーへの転換を求める世論が強まっており、政治的に予断を許さない状況が続いております。このような状況を踏まえると、玄海町の将来は大変厳しい状況となることは想像に難くなく、町執行部や議会はもとより、町民を含めた町全体で問題意識を共有する必要があります。問題意識を共有した上で、町全体で活力、創造について考え議論し、そして行動を起こす。決してコンサルタントなど他力に頼ってはならない。なぜなら役場職員や町民自身が活力創造のプレーヤーです。自ら苦勞しなければ地に足がついたものにならないからであります。玄海町は原発立地により交付金をはじめ、多くの経済的恩恵を受けてきましたが、その反面、他自治体に比べて産業や観光等の振興が不十分であったことは否めない。仮に政治的理由で原発が停止しても、自立できる町を創造する。今日の私の提案を一つの足がかりとして活力創造のまちづくりが始まることを祈念して一般質問を終わります。

○議長（上田利治君）

以上で岩下孝嗣君の一般質問を終わります。

一般質問を終結いたします。

以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時41分 散会